

平成26年第4回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年12月12日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	12月17日 午前10時00分		
	散 会	12月17日 午後3時50分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	久 田 浩 也
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	8	與那嶺 好 和	9	山 城 太
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	田 場 盛 史
	副 村 長	大 城 清 紀	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	小那覇 安 隆	総 務 課 主 幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦		
	学 校 教 育 課 長	田 港 朝 津		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	島 袋 輝 也			

平成26年第4回今帰仁村議会定例会

議事日程第3号

平成26年12月17日（水曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 12月16日に引き続き、「一般質問」を行います。

順次発言を許します。6番吉田清議員の発言を許します。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 これから一般質問に入りますが、その前にご挨拶を申し上げます。村長、副村長、教育長、各課長、事務局長、主幹、そして村役場職員の皆様が豊かな今帰仁村づくりに日ごろから努力されていることに敬意を表します。地域が抱えるさまざまな課題の一つ一つを解決し、今帰仁村の豊かな将来のために役立てればとの思いを持って、9月の村議会議員選挙に立たせていただきました。私は今帰仁村がより住みよい豊かな村に発展することができるかと確信しております。村民の声に耳に傾け、青少年が国際社会に適用、活躍できる村づくり、女性が安心して子育て・働くことのできる村づくり、高齢者が安心・安全に健康に生活できる村づくり、教育・健康・福祉・文化で村おこし、農林水産業、商工業、観光業のさらなる発展、世界遺産の今帰仁城跡を活用した今帰仁村づくりを政策として歩んでまいりたいと思います。村民が今帰仁村はとて素晴らしい村だと実感できるよう頑張っていきたいと思っておりますので、執行部初め、皆様のご指導、ご協力、ご鞭撻をお願い申し上げます。さきに通告いたしました3点について一般質問を行います。

1点目、5歳児の居場所・保育・教育問題について。子ども・子育て支援新制度が平成27年4月に始まるのに伴い、5歳児の居場所の受け入れをどのように考え、計画しているのかお伺いします。(1) 5歳児の幼稚園児の居場所、預かり場所は、どこの施設を利用する考えでしょうか、お伺いします。(2) 村として、平日の午後の保育・教育の実施計画はどのようになっているのでしょうか。午後の何時まで受け入れるのでしょうか、お伺いします。(3) 土曜日振替休日の保育・教育の対応を考えているのでしょうか。その対応、計画についてお伺いします。(4) 夏休み、冬休み、春休みの保育・教育を実施する計画があるのでしょうか、お伺いします。(5) 午後の保育・教育を行う場合、給食を行政側で全て行う計画があるのでしょうか、お伺いします。

2点目、村役場臨時・賃金・嘱託職員の給与の引き上げと休暇等の改善について、ご質問いたします。今帰仁村役場の臨時・賃金・嘱託職員は、責任のある職務を誠実に取り組み、村の発展に大きく寄与していると考えております。私が32年ほどの今帰仁村役場の中で見ても、他市町村から比べても大変すばらしい優秀な人材がそろっていると思っております。給与、賃金等の引き上げを行う考えがあるのでしょうか、お伺いします。それに年休等の休暇のさらなる充実拡大を図る考えがあるのでしょうか、お伺いいたします。

3点目、今帰仁城跡の城跡崩落現場の修復工事についてでございます。今帰仁城跡の平郎門に向かって左側の城壁、大隅ですね、そこの内側が大きく崩落しております。世界遺産の今帰仁城跡は年間に20数万人の方々が県内、本土、外国からもいらっしゃる、今帰仁村はもとより、県内有数の観光地であります。そして世界遺産でございます。崩落している城壁の一日も早い修復が必要であります。修復工事の計画と日程についてお伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 それでは5歳児の居場所・保育・教育問題につきまして、ただいまのご質問に

お答えいたします。

(1) の質問の幼稚園における預かり保育は平日、月曜日から金曜日までの幼稚園教育課程実施の日に關しては、それぞれの三幼稚園で実施していきたいと思ひます。

(2) の質問の預かり保育は平日、月曜日から金曜日までの幼稚園教育課程修了後から午後 6 時30分までと予定しています。

(3) の質問の土曜日につきましては、午前 8 時から午後 5 時30分まで、今帰仁幼稚園において預かり保育の必要な全園児を対象に実施する予定となっています。また、学校行事の翌日の振替休日も今帰仁幼稚園で実施していきます。

(4) 長期休業（春・夏・冬休み）につきましても今帰仁幼稚園で実施していきます。

(5) 給食につきましては、平日に給食を行い、土曜日や長期休業については弁当持参で預かり保育を実施していきます。

質問 2 の村役場臨時・賃金・嘱託職員の給与の引き上げと休暇等の改善につきましては、村長のほうから答弁いたします。

続いて、3 番目の今帰仁城跡の城壁崩落現場の修復工事についての質問にお答えいたします。今帰仁城跡の大隅城壁の一部の崩落は、今年の 9 月22日から23日の未明にかけて崩落したと推測され、23日の早朝に確認されています。修復工事の予定としては本年度に崩落石の撤去と詳細調査の実施、平成27年度に文化庁の補助事業で修復を行っていく計画でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 2 の村役場臨時・賃金・嘱託職員の給与の引き上げと休暇等の改善についてのご質問にお答えいたします。

平成14年度において、国と地方公共団体に関する行財政組織に関する 3 つの改革、すなわち「国庫補助負担金の廃止・縮減」「税財源の移譲」「地方交付税の一体的な見直し」のいわゆる「三位一体の改革」が推進されました。それに伴い、村行財政改革の実施により、職員定数は150人から120人へと削減されたことや国・県からの権限移譲に伴う行政需要の多様化により、臨時・賃金職員が多くなってきている状況にあります。ご質問の当該職員の賃金・年休等の待遇については、周辺市町村と比較して高水準にあります。

○ 議長 東恩納寛政君 6 番吉田清尊議員。

○ 6 番 吉田清尊君 この 5 歳児の問題ですけれども、保護者の方々の声がどのように方針を村が持っているのかということで、それについての説明がないと、遅いという声が多くの方々から寄せられています。それについてどうしておくれたのか、村の方針がなかなか二転、三転したようでもありますけれども、そういうことなのか。あるいは何か特別な事情があるのか。他市町村ではとっくに済んでおりますけれども、どうしておくれたのか、お伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えいたします。

平成27年度から始まります子ども・子育て新制度につきましては、本村はもちろん、他の市町村もなかなか混乱をしている状況でございます。特に 5 歳児の預かり保育等につきましては、これまで学童保育で

5歳児幼稚園の預かりを担っていただいております。ほんとに村としましても、ありがたい学童の施策で、当初は学童も交えて行政と一体となって進めていく予定でございましたが、どんどん国、県の状況が学童保育は学童、小学校以上ということの判断から、なかなか方針が決まらなくておくれたものと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 ただいまはよくわからないのですけれども、保護者への、あるいは村民への説明がおくれたのは国が、これは平成24年8月に法が制定されていますよね。そういうことですので、保護者に説明が今の段階になってもなされていない明確な理由を答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまの5歳児の問題に関しましては、沖縄特有の問題でございます。あわせて次年度からの新制度に伴う沖縄の特殊事情が混乱を招いている状況でありますけれども、沖縄県では本来、保育が必要な子を含めて、5歳になったら公立幼稚園を利用することが慣例となっております。現在でも県内の8割のお子さんが幼稚園に就園しているという状況です。このような全国に類を見ない特殊な教育事情もあってですね、そうする中で5歳児はどういう行き場があるのかというところの沖縄のほんとに抱える問題なんですけれども、新制度においては5歳児の行き場所が2通り考えられると思っております。多くの市町村は幼稚園で行われる延長保育、2つ目は5歳児のあるクラスの保育園の入所という形になってはいますが、実際、今帰仁村は5歳児の保育を今行っておらず、施設整備も含めて、3年計画で公立の施設に関しては整備をしていくと。そのような中で5歳児の行き場というのを確保しなければならないというところもありまして、現在まで5歳児の就学未満児のお子様の受け入れ、受け皿についての調整がおくれたというのが、住民の皆様への説明がおくれた原因であります。新制度につきましては、さまざまな制度が変わるというところもありまして、実は広報11月号において、募集につきましては若干触れておりましたけれども、こちらとしても新制度にかかわる保育料も含めまして、トータル的なご説明をしたいというところで少し延びている状況であります。これにつきましては、きのうもお話をしておりますけれども、明日のコミュニティセンターで保護者を集めた形の新制度のご説明、また5歳児幼稚園の受け入れについてもご説明をさせていただくという形になっております。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 なかなか明確な答えが出ませんが、子供を持っている母親たちの声の中に、今帰仁村の方針が最初は学童にある程度任せて、それから幼稚園等へやるというような方針を打ち出していたわけですが、それがまた途中から学童ではなくて、幼稚園で全てやるというような話になったりとかで、そういう混乱が、それで説明もないということで、ある母親は名護市の私立の栄光幼稚園に直接お伺いして、入学についての問い合わせをしたと。それから別の保護者は私立の名護市のうみのほし幼稚園に入学をどうするかと。今帰仁では子育てが大変不安であるということで名護市に行って、相談をしているという状況があるわけです。そういうことで、これまで説明がおくれたことについて、村長はどのようにお考えでしょうか。保護者は大変不満・不平、あるいはまた不安に思っておりますけれども、村長

の見解を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えします。

子ども・子育て支援新制度の平成27年4月からの開始という中で、保護者の皆さんの不安もあるということも聞いております。そういう中できのうから、この質問が出ているわけではありますが、あした18日、保護者との説明会がございますので、そこで保護者の皆さんのご意見も真摯に受けとめながら、今後対応をすべきだとこのように考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 あすの説明会ということですが、村長にお伺いしますけれども、現在、教育委員会のほうから方針として、きのうの一般質問でもありましたけれども、方針が示されておりますけれども、あすの保護者説明会の中で保護者等からの意見を聞いた上で、また変更がですね、方針が変わる可能性があるのかどうか。それとも現在の方針のとりの予定か、村長にお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問については、教育長から答弁をさせたいというふうに思います。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えします。

あす、保護者説明会を行います。平成27年度からの子ども・子育て支援新制度についての説明と、それから5歳児の預かり保育の説明を行いまして、その中で保護者からの質疑や要望も承りたいと思います。ただ、その要望ができるものと、できないものがございますので、それはあすの説明会をお受けしてから考えたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 難しいのは当然あると思いますけれども、あることについては改めていく可能性もあるということで理解してよろしいでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えします。

対応できることについては、そういうこともあるかと思えます。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 5歳児のことについて、例えば保育所においては5歳児を預かる施設の確保ができていない状況でありますけれども、今後、新しく保育所を新築して5歳児を受け入れていく考えなのか。あるいは増築をして受け入れていく考えがあるのでしょうか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまのご質問にお答えいたします。

新制度及び待機児童の問題におきまして、5歳児を含めて、ゼロ歳児から5歳児の全てのお子様を受け皿が少ないということでもあります。これにつきましては施設を確保しなければ受け入れられないということ

ころもありまして、施設づくりが一番の課題かなとは思っております。現在、公立保育所、4保育所ありますけれども、そのうちの3保育所に関しましては、37年以上超える全て老朽化施設でございます。その施設に関しては今後早い時期に建てかえ、もしくは民間の活用も含めた形の新しい保育所づくりを進めていかなければならないと思っております。ただ今、非常にネックになっているのが、平成16年から行われております三位一体の改革で、公立保育所への公的助成、補助金の制度がないというところもありまして、この辺のところは公での整備に関しましては財政面も含めて、非常に大きな課題となっております。今後、新制度で進めております民間の活用、また特別保育事業でしょうか、小規模保育、または家庭保育などの個人及び法人などの参入も期待しながら、受け皿づくりは進めていきたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 今もありましたけれども、三位一体改革で公立の保育所などに対する補助金はなかなか厳しいものがあるということをお聞きしているわけですが、今後、私立のあるいは法人の保育所を村として補助対象になると思いますけれども、その補助対象の村立以外の私立の保育所を建設、あるいは法人化をしていく考えでしょうか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまのご質問にお答えいたします。

今ご質問にありました将来の民間事業所の保育所の設立に関しましては、現在行われている今帰仁村子ども・子育て会議の中でも協議を進めているところであります。公立であるべきか、また民間の力も活用した施設がいいのかということも踏まえて、今協議を行っているところであります。民間に関してはその選択肢の一つでもあるということは私どもも認識しながら協議を進めているところです。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 お聞きしているところでは北山保育園が法人化、認可保育所について村からの要請というか、話し合いがあったけれども、なかなか受け入れられる状況ではないということもお聞きしていますけれども、北山保育所は認可保育所としての申し出について、前向きではないのかどうか。また、その理由について北山保育所が財政的に厳しいからなのか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質問にお答えします。

保育の受け皿の確保というのは保育所の建設、民間の参入も含めてそうなんですけれども、ただいまの沖縄のほうに非常に多い認可外保育所という施設があります。それも今帰仁村に1カ所ございますけれども、その認可外保育所の認可化についても村としては進めていきたいということで今調整に入っています。その認可外保育所につきましても費用負担、基準に合った施設整備などにつきましても国や県からの補助金等もありまして、そういった財政的な支援も受けながら、この3年以内にぜひ認可化にできるような調整は入っているところであります。ただし、自己資金などが必要なこともありますので、その辺は現在行っている北山保育所のところで検討していただいているというところであります。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 ぜひですね、話し合いをして村の方針でもありましたら、あるいはまた北山保育

所がいろいろ工夫をして資金の捻出とかできるということでありましたら、それを進めていったほうがいいかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質問にお答えします。

現在、北山保育所に関しましては、35名から40名程度のお子様を預かっております。その預かっている施設ということで、村のほうでも運営補助金という形で60万円ほど年間交付しておりまして、今後につきましてもより子育ての充実を図るために、認可外を認可化にしていくというところは引き続き調整を図っていきたいと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 村の財政も大変厳しいものがあるというのは、いろいろお聞きしているわけですが、認定こども園について、これから建設を村としてやっていく計画があるのかどうか。それは計画があるとしたら何年度に建設をするという計画でしょうか。村長にお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 福祉保健課長から答弁させたいというふうに思います。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質問にお答えします。

先ほど6番議員の吉田議員からもご質問がありましたけれども、実は本村の幼児教育、保育施設に関してはかなり老朽化が著しいというところもありまして、今後公立の保育所、幼稚園として整備していくには国や県からの補助金が見込めないというところもあります。そういうところもありまして、本村におきましては公立の幼稚園、保育園を存続も含めてしていくために、幼保一体型の認定こども園の整備に関しては進めていくという方向で考えております。この件につきましては現在行われている子ども・子育て、第4会議の中でもそのように進めていきたいということの確認はとれております。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 認定こども園について、1カ所の予定ということで理解してよろしいでしょうか。それから中期的にと言いますか、計画では今後、国の補助が公立幼稚園とか、公立保育所に予算が厳しいということの中で、この認定こども園の1カ所と、あとはどのように、公立でそれぞれ保育所、幼稚園を運営していくのか。それから民間への考えなのか。そのあたりについてお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質問にお答えします。

子供のやっぱり子育ての施設、教育、保育の施設に関しては長い期間の状況把握をしながら施設建設をしていかなければならないと思っております。そのようなことから今後の幼児の数、出生数も含めた形での施設整備というふうに考えております。それを見込んだ上で現在、村内では1つの施設という形での考え方を持っています。今後、出生数、転入者等がふえて、またその受け皿が大幅に不足するようであれば、計画に合わせた変更も考えていかなければならないかと思えます。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 幼稚園での午後の預かり、それから土曜日の預かり、長期休業の預かりですけれども、そういう中で今学童においては1年生から6年生のお兄ちゃん、お姉ちゃんもいるわけですけれども、そういう中でとても切磋琢磨して、それからまた目上に対する対応とか、いろんな形で人格形成が遊びとか、学びの中でできている状況があります。そういう中で幼稚園での午後の預かり、それから土曜日の預かり、長期休業の預かりの中で、教育の観点から取り組んでいく考えがあるのかですね。例えば外部からのいろんな形の資格とか、あるいは習い事とかやっている方々を招いて、これをボランティアが臨時的にというのではなくて、計画的にきちんとカリキュラムの中に入れて教育をしていく必要があるかと思えますけれども、その件について教育長の見解を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えします。

これまで村内の3学童におきましては、非常に細かな計画と配慮をいただきまして、いろんなプログラムをやっていたものだと思います。今回、新制度に伴って各幼稚園で午後の預かり保育をするということにつきましては、午後の預かり保育につきましては教育という部分ではなくて、保育という部分からの支援になるかと思えます。今のところ付加価値のある取り組みについては、今のところは考えておりません。ただ、きのうも答弁しましたようにいろんな人材活用、人材バンクも今募集をしておりますので、その中からもしボランティアがやっていきたいと、そういうことがあれば検討して実施もできるかと思えます。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 今きちんとした計画はないということでありましてけれども、ぜひですね、ボランティアの方々を登録していただいて、より幅広く、より多くの方々をボランティアとして登録して、教育の部分のほうも取り組みをしてもらうように要望いたします。それから学童保育のことについて戻りますけれども、当初、教育委員会の考えとしては学童保育にある程度、猶予期間と言いますか、平成29年度までの待機児童をなくしていくという中で、これを学童クラブのほうにも担っていただくということを考えていたようでありましてけれども、3カ所の学童クラブでは部屋の確保をして、あるいはある学童クラブについては1部屋しかないのので、それを真ん中から区切って、幼稚園生と1年生、6年生と分けていくということの工事をしてもいいということのご理解もいただいて、教育委員会との話し合いもしたということをお聞きしていますけれども、土曜日とか、あるいは振替休日、夏休み、冬休み、春休みという中で学童クラブに協力をいただいて、幾らかの人数をですね、もちろん村の幼稚園では国の方針ですので保育をしていくと、そういう中において学童のほうに少しお手伝いをして猶予期間、1年なり、2年なり、あるいは3年ですか。そういう村のいろんな整備が整うまでの間、学童をお願いをする考えがあるのかどうか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えします。

行政といたしましても、これまで学童の皆さんには多大な支援をいただいております。特に当初の方針としましては、学童保育も含めて預かりができる方向で考えていりましたが、新制度につきまして、より

具体的な問い合わせとか、それから県への調査等を行いましたところ、県のほうも二転、三転しております、当初はある程度の猶予期間ということで、できるのではないかとということで我々もそれを見越して進めていたのですが、だんだん時期が過ぎまして、県のほうもこれは厳しいと、できませんというような状況になってきたという状況で、今の方向性になったと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 福祉保健課長にお伺いしますが、保育所の保育料は所得税の所得割によって算定されると思いますけれども、現在の保育料ですね、8段階あるということですが、それ8段階わかれば、あるいはまた8段階はつきり今資料をお持ちでなければ、最高と一番上から2番目の保育料について、金額をお聞きしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質問にお答えします。

新制度になると保育料の徴収基準が変わることになります。お話のありました所得税から住民税所得割に変わるということで、現在でも8階層に分かれております。現在8階層で所得税額が73万4,000円以上の方につきましては、最高額の4万2,000円を持つことになっております。上から2番目になりますと73万4,000円未満41万3,000円以上の方は3万8,500円という形の保育料になっています。ちなみに、手元に資料を持ち合わせていないんですけれども、4歳児におきましては8階層、7階層に関して該当する方はいらっしゃいません。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 最高の4万2,000円はないということですが、全ての保育児に対して3万8,500円の方はいるということでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質問にお答えします。

ゼロ歳児から4歳児の保育料の把握なんですけれども、現在資料を持ち合わせておりませんが、4歳児につきましては7階層、8階層に関しては該当する方がいらっしゃらないというところです。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時40分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時41分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質問にお答えします。

7階層の3万8,500円の金額を保育料負担している方はゼロ歳児から3歳児までの保護者についてはいるかと思われま。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 今、幼稚園児のことなのに保育所に聞いたのは、平成27年からの幼稚園児の保護者負担がどうなるかという関連でお聞きしたわけですが、現在、保育所のほうは所得税の所得割でという計算だということですが、多分に今回幼稚園については村県民税の所得割ということで計算がされていくかということでありま。それからしますと多分に所得割の保育所の料金よりは安くなるだ

ろうと思いますけれども、今現在の4,000円ですか、午前中の朝の預かり、昼までの預かりの中の4,000円よりは高くなると思いますけれども、それについてきのうの答弁ではまだという話もありましたけれども、それについて多分にシミュレーション、国の基準は示されていると思います。それから村の案もできていると思いますけれども、これを情報開示して、その金額を示していただきたいと思います。ちなみに、今帰仁村は今計算もしていないということでありまして、名護市のほうはもうとっくに幼稚園児の新年度の保育料について金額を出して、それを名護市のホームページに載せて、沖縄県のみならず全国にも発信をしているわけです。そういう中で名護市においては生活保護世帯については負担なしですね。母子世帯等についてはゼロ、それ以外の非課税世帯の方々については、国の準則は9,100円ですけれども、第1子が4,100円、第2子が2,050円、それから市民税所得割課税額7万7,100円以下の世帯で、母子世帯などは国の基準では1万5,100円ですけれども、第1子が名護市は6,300円、第2子が3,150円となっております。それから市民税所得割課税額7万7,100円以下の、その他の世帯においては母子世帯以外ですね、国の基準が1万6,100円、第1子が名護市で7,300円、第2子が3,650円ということでありまして。それから市民税所得割課税額21万1,200円以下については国の基準が2万5,000円、第1子が名護市で9,200円、第2子が4,600円、それから5段階目が名護市、市民税所得割課税額21万1,201円以上、国の基準が2万5,700円、第1子が名護市で1万1,600円、第2子が5,800円となっております。これからしますと今帰仁村で一律4,000円ということでありまして、この所得割を持っている方々のところが第1子については6,300円から1万1,600円ということになっております。それについては今帰仁村は国の基準が示されているのは当然示されているわけですが、今これを皆さんは募集をかけているわけですよね、11月の広報にも載っていますけれども、そういう段階で村として保護者負担が決まらない中でそういう募集をかけているのか。実際は条例案も今回出ていますけれども、規則の案もできていると思いますけれども、ぜひ情報開示をして、現在の今帰仁村で考えている保護者負担について明確に説明、資料を出していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時47分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時47分)

田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問にお答えします。

名護市においては国基準から名護市の実情に応じて、それぞれ約45%で算定されていまして、その負担額の案が提示されております。各市町村において実情に応じて国の基準をスライドさせていくという計算の方法になっていくのですが、今帰仁村の場合、現在定額の4,000円が、まだ仮の計算しかできていなくて、約3,000円程度になる見込みになっております。3,000円というのは非課税世帯のほうで月額3,000円ほどになっていくと。まだ確定ではないので、その金額が一人歩きするのも、また保護者の皆さんに混乱を招いてしまうと思われまますので、その試算に基づいて教育委員会の中で金額の確認をした上で、公表をしたいというふうに考えております。それから所得割課税ですね、国の基準では非課税の次に7万7,100円以下というのがありますので、それも国の基準を今帰仁村のパーセントで準じて、それぞれの階層に応じて積算していきたいと思っております。議員からのご説明のあったとおり、第1子は算定の基準になりまして、

第2子は半額、第3子からは無料という形になります。第1子の計算のもとになりますのは、今帰仁村は幼稚園生は5歳ですので、小学校3年生から5歳の間で、3年生が1子がいれば第2子目が幼稚園生であれば半額になると。3年生、2年生にお兄ちゃん、お姉ちゃんがいれば第3子目に当たりますので無料になっていくという計算になっていきますので、その辺も踏まえてですね、保護者のほうにちゃんと説明できる段階で公表したいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 今非課税についてお聞きしましたけれども、それ以外の今2段階目ですよ。3、4、5の段階で第1子について、一応正式なものでなくてよろしいですから、今言ったような3,000円ぐらいのですね、一応今の段階でこういう考えですというのを示していただけませんか。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時51分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時52分)

田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問にお答えします。

先ほど非課税の場合ということでおおむね3,000円程度ということでお話をしましたけれども、その3,000円についてもまだ確定ではないので、考え方としてそれぐらいに見込めるという説明にしたいと思います。それから村民税の次の階層の7万7,100円以下についても、まだ確定的ではないので、ちょっと公表は差し控えたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 わかりました。これは他市町村では既に公表しているわけですので、ぜひですね、保護者の方々に不安のないように丁寧な情報開示と説明をするようにしていただきたいと思います。

次に2番目の件でございますけれども、質問に移らせていただきます。臨時・賃金嘱託職員の役場全体での人数は144名になっております。村の正職員はそれより少ない状況であるかと、120名ばかりかと思っておりますけれども、今帰仁村の臨時・賃金嘱託職員のほうがより多く勤務をしていて、今帰仁村の行政運営に多大なる貢献をしているわけでございます。そういう中で今、世の中では同一労働、同一賃金という声も聞かれるわけですが、幾らかでも給料、賃金を引き上げていく考えが財政的なことも含めてなりますから、村長からお伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたけれども、小泉改革とか、三位一体改革の中で職員定数を減らしました。これは退職しても不補充ということは、これは大変辛いことでありますけれども、村の財政を考えた場合にそういう措置をとらなければならなかったということでもあります。そういう中で議員からもありますように、常々職員の待遇の改善については村長としてもずっと総務課長、そして課長会でもほかの市町村に負けなように待遇改善をしてほしいということを申し上げてきております。そういう中で具体的な件については総務課長から答弁をさせたいというふうに思います。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ **総務課長 小那覇安隆君** ただいまのご質問、私のほうからお答えいたします。

村長からもございましたけれども、非常勤職員については他の近隣市町村と肩を並べるか、それ以上に優遇しなさいという指示もございまして、常勤職員についてはご存じのように人事院勧告がございまして、それに準ずるといってございまして。ただ、非常勤職員についての基準というのが国、県から明確なものはありません。これは近隣市町村との情報交換等々の中、またもう1点は先ごろ、10月ごろでしたか、県の最低賃金の改定とか、そういうもろもろの基準も捉えて、議論をしているようなところでございまして。ちなみに、先日も北部の各総務課長が参集しまして、そういう協議もやったところでございまして。近隣市町村であえて固有名詞は申し上げられませんが、臨時職員については我がほうは日給で6,500円、また近隣で5,900円、5,200円というふうな状況で、私たちのほうが待遇については配慮をしているというふうな自負は持っているような状況でございまして。

○ **議長 東恩納寛政君** 6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊君** 休暇についてある市町村は臨時職員について15日間の年休がありますけれども、現在は12日間だと思いますけれども、そういうことで15日間ですね、いいところに合わせるという考えはございませんでしょうか、お伺いします。

○ **議長 東恩納寛政君** 小那覇安隆総務課長。

○ **総務課長 小那覇安隆君** ただいまのご質問にお答えいたします。

現行は12日間、おっしゃるとおりでございまして、隣の町を見ても今のところ同じか、我がほうがいいのかなということのようでありまして。また1点、私どものほうでは特に村長が認めた場合に職専免も設けております。これについてはどの市町村もございません。ですから、そういう公の行事等々に出場する場合等々については、村長が特に認めて職務に専念する義務を免除してやってあげようということもございまして、その辺についても特に待遇については落ちているということにはございませんので、ご承知おきいただきたいと思っております。

○ **議長 東恩納寛政君** 6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊君** 臨時・賃金嘱託職員の給料賃金についての引き上げは考えていないということですが、それから休暇についても今のところ充実・強化する考えはないということですが、残念でございまして。では、3番目について移らさせていただきます。

今帰仁城跡の城跡崩落について。先ほどありましたけれども、平成27年度に文化庁の補助事業で修復を行っていく計画ということですが、もう一回委員会を開いて、それで正式決定していくのでしょうか。この平成27年度についてはほぼ確実にできているという見込みがあるのでしょうか、お伺いします。

○ **議長 東恩納寛政君** 上間恒章社会教育課長。

○ **社会教育課長 上間恒章君** ただいまのご質問にお答えいたします。

整備委員会がございまして、2月に行う予定でございまして。崩落があつてから、10月28日だったと思うんですけども、沖縄県の委員を2人呼びまして、今後どのようにしていくかということをお考えを聞いております。次年度でございまして、平成27年度は文化庁とも調整しておりますので、ぜひ平成27

年度以内に修復していきたいと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 修復をぜひ平成27年度で実施していただきたいと思います。努力をされるよう特に要望いたします。それからこの崩落現場、今回見つかったわけですがけれども、少しこの城壁を見て回るところでは、壊れそうな可能性があるというところがありそうな気がしますけれども、少し弱っているとか、そういうところは見受けられるでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時01分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時01分)

上間恒章社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに何か石垣がはらむと言うんですかね、欠けたところはございます。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 城跡の崩落、平成27年度で修復予定ということでございますけれども、また、壊れそうな城壁もあるような気がしますので、その辺についても今後また確認をぜひ教育委員会、また歴史文化センターとかを含めて確認をしていただいて、そういうことがあった場合は早急に整備委員会を開いていって、対応をしていただきたいと思います。以上で一般質問を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時03分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時03分)

次に、玉城みちよ議員の発言を許します。7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 皆さん、おはようございます。7番議員玉城みちよと申します。定例議会初登壇に当たり、質問内容はもちろんのこと、2番目に気遣うのがやはり女性ですので、身だしなみでございます。まだまだ着こなせてはおりませんが、本日はアンマー形見の一番着物（イチバンゼン）を着用し、マイクを握らせていただきます。質問に入る前に一言ご挨拶申し上げます。村長初め、執行部、職員の皆様方の村発展のご尽力に対し、村民にかわり感謝申し上げます。今後とも現実をしっかりと見ながら、あるべき未来をともに考えていければと思っております。私は今回の村議会議員選挙において、村民の声を女性の視点から届けることを誓い、この場所に送っていただきました。それに報いるべく、1つ、子供たちが元気に生き生き笑い声が絶えない、若者が定住し、活気あふれる今帰仁村へ。2つ、学校・家庭・地域、行政が一体となってきらきら輝く学校教育、高齢者や福祉の充実した心豊かな今帰仁村へ。偉大な先人たちが築き、育んだ多彩な文化と豊かな自然をしっかりと守り、次世代へきちんと引き継げる今帰仁村へ。4つ、安心して子育てができる環境づくりとあらゆる分野で女性が積極的に活躍できる環境の今帰仁村へ。以上、4本の柱を政策とし、まだまだ未熟者の私ですが、守るべきは守り、変えるべきは変えをモットーに、執行部の皆さんときらきら輝く今帰仁村を。きらきら輝く女性が子供を産み育てやすい今帰仁村を目指し、女性の視点で頑張っていきたいと思っておりますので、ご指導、ご協力よろしく申し上げます。それでは先日通告いたしました3点の質問に入らせていただきます。

質問事項1. 子育て支援について。きのうの一般質問から既に3名の同僚議員が質問をいたしました。

誠心誠意ある前向きな答弁をお願いします。平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐるさまざまな問題を解決するために、子ども・子育て支援法という法律ができました。この法律と関連する法律に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく、子ども・子育て支援新制度が来年4月に本格スタートします。他の市町村では既に新制度導入に向け、保護者や住民説明会、環境整備等に向け、取り組まれているようです。質問要旨①新制度スタートが公立幼稚園に及ぼす影響はあるか。公立幼稚園の午後の保育や給食、さらに夏・冬・春休み期間の預かり計画をお伺いします。質問要旨②新制度スタートに伴い、待機児童解消計画と村の現在の待機児童数をお伺いします。

質問事項2. 教育・福祉行政について。不登校の原因にはさまざまあり、特に複数の原因が絡み合ったりすると、なかなか短期間で解決できるものではないと思っております。不登校と聞くとすぐに子供同士のいじめを連想しますが、以前、私が今帰仁中学のスクールカウンセラーとして相談を受けた中には、それ以外の家庭、親の問題がほとんどでしたし、学校の先生が原因となっている場合もありました。もちろん本人の性格のことも無視できません。家庭の問題なども絡み、外泊ぎみの母親代わりをする中学生が、毎朝小学生の食事を整え、小学校へ送り出し、中学生本人は制服の洗濯がされておらず、欠席から不登校の状態へと変わりました。登校を促す前に一步踏み込んだかわりで炊飯器の使い方やおにぎりのつくり方を私はその中学生へ優先指導いたしました。また、配置期間中にスクールカウンセラーの位置づけが学校への理解が得られず残念なことに命を絶った生徒もおりました。そこで質問要旨①今帰仁村の児童・生徒の登校拒否の人数と対応についてお伺いします。質問要旨②を読み上げます前に、先日私の手元に一通の保護者からの手紙が届いておりますので、読み上げて質問に入らせていただきます。ちょっと長いので抜粋いたします。今でもあのときのことを思い出すと胸が締めつけられ、どうしようもない苦しみがよみがえります。ですから、このように手紙という形でお礼を言わせてください。あの子の様子に違和感を感じたころ、異常なほどやせて帰ってきました。笑いもせず、無表情で何を問うても「お母さんにはわからん」の一点張りでした。変わり果てた娘の姿に母親としてどう接していけばいいのか。嫌がる娘をどう病院に連れていけばいいのか。誰に相談していいのかわからず2年が過ぎました。いつも家族のことを思いやり、優しくあつたあの子の変わりように母の私までも苦しくなり、眠れぬ夜が続きました。幸い、友人を介して、心の病を持っている方たちとかかわる仕事をしている友人を紹介され、病院や制度のことを教えてもらい、少しずつ回復に向け、昔の娘の笑顔が今では見れるようになりました。あのころ、みちよさんを初め、たくさんの方々に支えられ、あの子を自殺から守っていただいたことに感謝でいっぱいです。あのころは自分の辛さを押さえるのに精いっぱい、今までお礼も言えず申しわけありませんでした。差出人の名前は個人情報のため控えさせていただきます。質問要旨②今帰仁村民が心の病を持った人数と対応についてお伺いします。

質問事項3. 役場職員の研修について。質問要旨①多様化する地域課題に対応した研修や職員・管理職などのスキルアップのための研修を実施されているかお伺いします。これより二次質問は議席より行わせていただきます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 1番目の子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

本村の3幼稚園は小学校に併設され、4歳までは保育所、5歳になったら幼稚園へと通うことが通例となっており、1年間の幼稚園教育を受け、その後の小学校入学と義務教育へとスムーズにつなげていくためのものです。幼稚園教育修了後は村内3幼稚園とも保護者の就労等により家庭での保育ができない園児につきましても、村内学童を利用している状況にあります。村内各学童では平成25年度から実施されている放課後健全育成事業の対象が小学生に限られ、小学生と幼稚園児が混在することは同事業では認められないとの県の見解が示されました。子ども・子育て新制度が平成27年度施行されるに当たり、幼稚園児の午前と午後の複数の施設を利用する、いわゆる二重保育を解消することが公立幼稚園には求められております。そのため、幼稚園教育修了後から夕刻までの午後の預かりや、土曜日、夏休み等の長期休業期間における家庭での保育に欠ける子の対応として、村幼稚園においての預かり保育を実施していく方針であります。

2番目の教育・福祉行政についてのご質問ですが、教育に関する部分のみお答えいたします。本村の小中学校における不登校児童生徒の実態について説明いたします。10月末の調査で小学校が30日以上欠席している児童が3校でゼロ名、中学校が11名でございます。この調査は、毎月全学校を調査し、国頭教育事務所及び県教育庁に報告している調査の実態であります。次に、その対応策であります。まず第一に各学校が組織体として一致協力して取り組むことが肝要であります。学級担任任せにすることなく、校長のリーダーシップのもと、教頭、教務主任、学年主任、養護教諭等が連携を密にして適切に対応することが求められています。さらに個々の不登校の態様や状況に応じた適切な取り組みが重要であります。そのためには不登校の要因や背景を細かく、かつ正確に見きわめる必要があります。スクールカウンセラー（臨床心理士）との連携プレーにより症状を正確に把握する必要があります。現在、今帰仁中学校と今帰仁小学校に県よりスクールカウンセラーが週1日配置され、村内各学校についても利活用できるシステムになっております。また、今帰仁中学校には心の教室相談員を週3日配置し、適正に指導がなされております。教育委員会におきましても適応指導教室（教育相談室）を設置し、保護者への相談はもとより、対象児童生徒の指導（学習支援員やいきいきサポーターによる学習指導も含む）も合わせて行い、効果を上げております。「今帰仁村教育相談リスト」を作成し、保護者や地域への情報提供も行っているところです。しかし、不登校を抱える保護者や家族の支援については、相談員や心の教室相談員、スクールカウンセラーの支援により保護者の精神的なケアについても行っているところですが、保護者の経済的な問題、離婚等による親権の問題、その他保護者が抱える課題の解決には、プライバシーの問題やさまざまな制約があり教育委員会としては難しい課題であります。各字の民生委員や「村社会福祉協議会」「相談支援事業所」等の関係機関とも連携し、地域ぐるみのネットワークの立ち上げに向けて努力したいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

新制度におけるさまざまな子ども・子育て支援の拡充に合わせて、沖縄県では平成29年度末までに待機児童をゼロにする解消目標を掲げました。本村では平成26年12月1日現在、ゼロ歳児に19名、3歳児に1名、合計20名の待機児童を抱えております。今後も一定の待機児童が予想される中、本村ではその対策といたしまして仲宗根保育所の定員増や児童福祉施設の最低基準を順守しつつ定員の弾力化措置により最大

限の受け入れを行い、待機児童の解消に努力しているところでございます。ただし、本村の待機児童については、ゼロ歳児が主でありその課題解決のためには保育所の施設課題や保育士、看護師等の人材の確保が不可欠であります。また、待機児童の多い3歳児未満児の保育を増やしていくため、新制度の導入により、市町村での認可事業となった民間等による地域型保育事業の参入も促進し、あわせて平成30年度の供用開始を目標とした、公立の幼保一元化施設「認可子ども園」の整備について「今帰仁村子ども・子育て会議」の意見をお伺いし、協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に教育・福祉行政について。今帰仁村民の心の病を持った人数と対応についてのご質問にお答えをしたいと思いますというふうに思います。

今帰仁村民の心の病を患っていると思われる方で入院及び通院されている方は、平成26年度においては218名となっており、年々少しずつではありますが、増加傾向にあります。当事者の方の心の病を抱えるまでに至った要因は多様で、家族の状況もさまざまです。そのため、個々の状況に見合った適切な対処が求められます。村ではそのような方々への支援策といたしまして、保健センターや本庁舎内において、日常的に保健師や社会福祉士が相談を受けているほか、年6回「心の健康個別相談」として心理カウンセリングを専門とする臨床心理士による専門相談を実施しております。また、福祉サービスの利用促進や安心して適切な医療を受けられるよう自立支援医療費の給付を行うなど、当事者の社会復帰や自立に向け支援しております。そのほか、対応する専門職員のスキルアップのための研修を初め、奇数月の第2木曜日には、自立支援部会を開催し、関係機関との連絡調整を図るとともに、困難事例の対応や当事者やその家族を支える社会資源の開発等、きめ細かい支援に結びつけられるよう努めております。

次に役場職員の研修についてのご質問にお答えいたします。

多様化してく住民ニーズに対し、的確かつ迅速に対応していくため、職員・管理職がさまざまな分野での知識の習得は必要不可欠であると考えております。そのため、県市町村会で開催しております職員研修会を活用し、職員・管理職の自己研さんに努めているところでございます。また、新採用職員研修につきましても、県市町村会が主催しております市町村新規採用職員研修会（5日間）を必修参加させております。さらに、村独自の採用職員研修会も行っておりますが、さらなる同研修の充実を図っていきたくと考えております。村の自主研修会といたしましては、メンタルヘルス研修会、普通救命講習会等を実施しております。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 質問事項1. 子育て支援について。名護市内の幼稚園説明会への参加をしようとしたら、名護市在住の園児と今帰仁村からの入会だと料金が倍高くなり、経済的にも負担が大きく、現在名護市の引っ越しを考えておられる旨をお聞きしました。今週18日には村内保護者への説明会も予定されているとの答弁でしたが、保護者多数の皆さんが子育て支援の不透明な今帰仁村へ現在、大きな不信感を抱いているのも事実です。不信感のあまり先日の保護者会では県への意見書提出やマスコミなどへの取材なども検討されたいという声が上がりました。保護者が今大変混乱をしております。今回、新制度の導入に伴い、3名ほどの議員が質問をして答弁をされておりますが、導入に伴い、幼稚園児のスクールバス利用予定の範囲とかがありましたらお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時23分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時24分)
新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしました、村内各幼稚園で午後の預かり保育を実施していく予定でございますが、土曜日や長期休業中につきましては、今帰仁幼稚園1園での実施となります。そこでのスクールバスの利用については現在計画をしておりません。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 3年後には認定こども園の計画があるようですが、それまでの3年間、保育の場をふやし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にする取り組みについて計画がありましたら、お伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質問にお答えします。

本村では3年後に待機児童の解消のための施設計画を現在、本村の子ども・子育て会議の中でも協議しております。ただし、村の公立施設も含めまして準備をするには、やはり3年ほどかかるということで、それまでの間、どのような受け皿かということのご質問ですけれども、平成27年度の新制度におきましては、もちろん施設型給付と言われる幼稚園、保育園、民間の認定こども園もそうなんですけれども、この参入が促進されておきまして、その事業を開始するに当たっても国の財政的な支援もございまして、また、地域型保育事業という小規模のお子様の預かり、それと事業所内保育、これは従業員の方のお子さんの保育になりますけれども、余裕がありましたらその半数は地域の子供を受け入れられるということで、認可保育所として市町村が認定することができます。もちろん公立で受け皿をつくるというのもそうなんですけれども、新しい制度におきましてはこのように国の制度を使った民間参入、個人への支援なども行っておりますので、そのような部分も進めていながら、また先ほど6番議員の吉田議員のほうからもありましたけれども、本村には認可外保育所というのがありますので、その保育所の認可化に向けてもこの3年間進めていながら可能な限り、保育の受け皿確保には努めていきたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 新制度スタートに伴い、行政の手続き及び整備に大変なエネルギーを要するかと思われませんが、保護者のニーズを捉えた子育て支援を保護者の声に耳を傾け整えていければと思います。本村の平成26年度施政方針にも打ち出されているとおり、日本一の教育立村今帰仁村、幼稚園及び各学校の教育環境整備、子育てしやすい環境づくりなどを公約に上げておりますので、さすが子育ては今帰仁村と言われるぐらいの決断力と誠心誠意を持って、保護者のニーズに応える対応をしていただきますよう提言し、質問事項1を終わらせていただきます。

質問事項2. 児童生徒の登校拒否について。平成26年10月末時点での文科省の定義、年間30日以上で病気や経済的理由を除くものでカウントしますと、今帰仁村の小学生ゼロ、中学生11名と報告されていますが、文科省の定義のカウントに含まれない不登校予備軍も多くいらっしゃるという聞いております。先月の沖

縄県PTA大会で発表されましたある学校の事例で、各学年、クラスから希望者を募り、専門講師を学校へ招き、短期間指導を行い、クラスのピアサポーターとして育成し、教室などで一人過ごす生徒やSOSを送る生徒らの信号を身近な生徒間同士の間で早期発見し、解決へと導かれた内容を発表された学校がございました。さまざまな環境の中で子供たちが考える問題が多様化してきた今だからこそ、学校・家庭・地域、行政が一体となり、きらきら輝く学校教育を目指し、一步踏み込んだ支援が届けていければと思っております。続きまして、質問要旨②今帰仁村民が心の病を持った人数と対応について。先日、村当局へ依頼しました請求資料によりますと、心の病を抱え、治療している10代、20代の若者が30代、60代に比べ、少ないように見えますが、引きこもりなど、いただいた統計資料にはあらわれない若者、つまり専門機関への相談はもとより、医療機関での適切な治療も受けていない方も潜在的に多くいらっしゃるのではないかと心配しております。村当局はこのような心を閉ざし、自宅に引きこもり、社会とのかかわりを断っている若者や、その対応に悩んでいるご家族の把握や対処について、どのようなお考えなのかお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時30分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時31分)

新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えします。

各学校の不登校の状況につきましては、非常に憂慮しております。先ほどのご質問の中にありますように不登校にはあらわれない、不登校予備軍も学校にはおまして、30日に満たない欠席数、例えば月曜日、週明けの登校渋りや保健室登校、それから相談室登校という児童生徒も現在おりますが、この個別のケースに応じまして、個別のケース会議等、福祉保健課とか、それから名護市の専門施設とかの職員を交えまして、より具体的な事例について対応、相談をしている現状でございます。それから子供同士のピアサポーターにつきましても、特に相談室登校、保健室登校の子供たちにつきましては給食を運んできてもらって友達と一緒に食べるとか、この子が学級復帰できるような形での対応ということを現在進めております。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質問にお答えします。

引きこもりや、その家族の把握と対応についてという質問だったと思いますけれども、今現在こういった社会構造は複雑化して、心にもストレスを抱えて、子供だけではなく、大人の方も心の病を患って、誰にも相談できず、引き込んでいる方やその家族も村内にいらっしゃるということは、やはり否定できないものかと思っております。ただ、福祉行政を預かる者といたしまして、このような事例がないよう、また、あったとしてもすぐ手を差し伸べられる地域であってほしいと思いますし、私たちがそのような環境づくりに努めていきたいと思っております。実は心の病と引きこもりの対策についてなんですけれども、一番当事者を支える家族が正確な知識、また情報を得ることが一番大事ではないかなと思っております。もちろん、福祉行政の中では専門の保健師とか、社会福祉士もいて、その相談を受けておりますけれども、また、本村以外にも北部地域におきましては北部保健所という専門機関と連携して、これまで引きこもりとか、うつ病、そのほかアルコール依存症などのそういった心の病に造詣が深い先生方をお招きした講演

会なども開催しております。村単独ではなくて、そういう専門の先生を北部地域でお呼びして、講演会なども開催しておりますけれども、今後そういう講演会や勉強会という形により多くの方が参加できるように私たちも取り組んでいきたいと思っておりますし、その回数もふやせるような形で保健所などの機関とも調整していきたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 県や保健所、村でもこのような問題について深く認識し、取り組まれていることにつきましてはご理解いたしました。しかし、利用される方の立場で見ると相談や支援の体制の周知が行き届かず、行政の行っているさまざまな取り組みや、10月に村民体育館でありましたやんばるの障がい者運動会など、情報の周知方法にも改善すべきところもあるように思います。せっかくの取り組みですので、今後の周知方法の改善もあわせてお願いします。また引きこもり、心の病を抱える方にとって、まずは病の回復支援が一番です。しかし、回復後の先にあるのは当事者の社会復帰であり、当事者の自立であります。そのような観点から考えますと、今後教育、就労の問題についても取り組まなければならない課題があると考えます。一つの村だけでの取り組みには非常に困難かと思っておりますが、今後県や関係機関との連携を密にし、当事者やその家族に対して医療、教育、就労と継続的な支援が行えるようなシステムを構築していただきますよう提言し、私の質問事項2を終わらせていただきます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時37分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時37分)

7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 質問事項3. 役場職員の研修について。全国自治体で構成されている市町村アカデミーへの研修に参加されたことがありますか。地方が国の意思決定に加わるという分権改革のもと、国から地方へ権限譲渡が進むに当たり、特に市町村では地域の実態を踏まえて、みずからの判断において地域の諸問題に取り組む責任が課せられてきています。行政が果たす役割が大きく知恵と工夫が必要とされる時代です。既にご存じのとおり、私がかかわっておりましたいまじん太鼓は海外ワシントン桜まつり公演や海外高校への指導、ハワイ県民100周年、台湾建国100周年、韓国など多岐にわたり海外公演を実施してまいりました。過去20年前から海外派遣を実施されたかと言いますと、今現在のグローバル化時代へ対応できる人材育成、国際社会での活躍意識が大きな目的です。20年前、小さな小学生で派遣体験をした会員が高校生に成長すると、二度目の派遣では後輩らの母親役を兼ねながらホームシックになる中学生を寝かしつけ、ショッピングや食事の際にはドルの使い方を指導しています。もちろん、それなりに語学力も身につけます。小さな積み重ねはいつか大きな人材へと変わることをいまじん太鼓を育てて実感いたしました。今後、行政の中でも今帰仁村が直面する諸課題を的確に把握し、分析できる職員の能力向上や管理職の育成が、これからの今帰仁村をつくり上げていく重要なポイントになってくるかと思われま。村民のニーズに応え、大きく変化する時代に対応できる職員の人材育成を目指し、次年度の研修予算化と新人、専門管理職の義務化ができないか、村長の見解をお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

役場職員の資質の向上というか、やる気、それは最も大事なことだと思っております。先ほども答弁したように市町村会の研修、その他の研修をいろいろやっているわけではありますが、現在考えているのは県とか、北部広域に職員を派遣するというのを今検討しております。特に接遇の役場職員としてはやっぱり接遇も大事ですので、職員の接遇の研修を講師を呼んで、来年度は研修をしていきたいなというふうに思っております。先ほどありました予算化については、具体的なことについて今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 専門職員の研修、管理職の長期ビジョンの策定研修など、今現在、今帰仁村には女性管理職も置かれていない状況ではあります。人材確保や多様化の観点、政府や自治体の取り組みを背景としても、女性管理職の登用が必要とされています。女性のリーダーを育成するためには働きやすい環境制度の整備と人材育成、教育が求められています。振り返りますと小、中、高と男女関係なく、平等な待遇を受け、教育を受けてまいりました。それが社会に参加し、当たり前のように女性が能力関係なく、管理職から除外されていたような気がします。行政の中でも男性職員と女性職員、同じ勤務年数、同じキャリアを持った職員が対象となる場合、必然と男性職員が管理職になっているかと思えます。国が目指す目標とはかけ離れた現実があることを、この議場を見れば一目瞭然です。女性がなぜ管理職を辞退せざるを得ないのか。その背景には本日、私が質問した子育て支援、職員の専門職が解決の第一歩に大きく影響されるかと思えます。既に突入しました少子高齢化や人口減少、コミュニティ基盤の弱体化、公共施設の老朽化など、大きく変化する地方行政、今帰仁村行政のほうに対応できる職員の男女平等の人材育成研修を求めまして、7番玉城みちよの一般質問を終わらせていただきます。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時43分)

午 後

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後1時30分)

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、與儀常次議員の発言を許します。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 平成26年第4回今帰仁村議会定例会に当たり、さきに通告いたしました2点について、一般質問を行います。

1点目に、今帰仁中学校吹奏楽部の楽器修理代について。今帰仁中学校の楽器の修理代の補助について伺います。2点目に、国道、県道沿いの枯れた松の撤去について。今帰仁村の国道、県道沿いの枯れた松の撤去について伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの今帰仁中学校の楽器の修理代の補助についてのご質問にお答えいたします。

今帰仁中学校吹奏楽部につきましては、平成24年度の一括交付金事業で多くの楽器を購入しております。中学校、小学校、幼稚園においては、修理や備品購入等の必要な際には、それぞれの学校から見積書等をそろえ教育委員会に報告され、財政担当のヒアリングを受け予算計上されていく流れとなっております。

す。限られた予算でありますので、各学校からの要望につきましては、重要性や緊急性を考慮しながら修理していきたいと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 国道、県道沿いの枯れた松の撤去についてのご質問にお答えいたします。

今帰仁村地域の国道505号、県道名護運天港線の街路樹である琉球松が松くい虫等の影響により枯れている状況にあります。緑豊かな今帰仁村のイメージを悪くし、景観上も悪く観光客の皆さんにも悪い印象を与えているのではないかと懸念をしております。ご指摘の今帰仁村内の国道、県道の街路樹等の管理者は、沖縄県北部土木事務所であります。9月の初旬に管理者へ景観上も悪く、危険木となっており、二次災害も憂慮されること。また仲原馬場の松並木に近接しているので松並木に悪影響が出ないように早急に伐倒処理を行うよう要請しております。沖縄県の予算確保等の調整のため、12月からの事業着手に至ったとのことであります。今帰仁村内の伐倒処理工事の工期は12月8日から12月20日までとなっております。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 ただいま教育長の答弁で大体把握しました。再度質問をしていきたいと思っております。今帰仁中学校の楽器は、平成24年の一括交付金事業で楽器を購入しているということでもありますけれども、それとまた各学校から見積書等が委員会にあれば対応をしていきたいということで答弁をもらいましたけれども、今帰仁中学校の平成24年度から平成26年度、これは10月22日までの修理があります。一応読み上げて参考にしてもらいたいと思っております。平成24年度は11個の楽器が修理代として上がっております。これは平成24年度は23万7,000円ちょうどです。次に平成25年度は、これも15個の修理代が入っております。これが20万3,000円ということです。それと平成26年度、今年ですね、10月22日現在までで11万1,000円ということで、3年間とも20万円から30万円内の修理が毎年入るということで、担当の先生から聞いております。今後、この楽器を維持していくためには大体20万円から30万円、毎年計上しておかないと、そのまま放置しておくとも余計大きく修理代がかかって、経費がかさむということでありますので、毎年教育予算に組むことはできないのか。検討をしてもらいたいと思っておりますが、答弁を求めます。

それと今帰仁中学校の吹奏楽部は我々今帰仁村の各イベントで最初に演奏されて、いいな運天港いちやり場まつりのときも最初で披露してもらいました。地域でもいろいろ発表しながら、また吹奏楽部独自でコミセンで独自演奏会をしながら予算計上をつくっておりますけれども、子供たち、父母の力だけではどうしても修理代を今後賄うことが難しいということを聞いております。これはこの前の今帰仁村の郷友会のときに話がありまして、ぜひそういう予算をつけることはできないかということでありましたので、きょう質問をやっておりますけれども、今後の今帰仁の子供たちの文化面の活躍のためにも、毎年20万円から30万円の修理のメンテナンス料として計上していけるかどうか、答弁を求めていきたいと思っております。

次に、国道、県道沿いの枯れた松の撤去、先ほど村長の答弁から12月8日から20日までということで伐倒処理の期間がありました。大体進んできていると思っております。私がこれを出した後、すぐ乙羽園の下、カーブですね、四、五本すぐ撤去しております。まだまだ残っているところがありますので、湧川にもあります。馬場、すぐ角にもありますので、そういうことで点検しながらやってもらいたい。これを出したのは去年、今帰仁小学校の馬場の松、樹幹注入しました。周囲に枯れた松があると、他の松も被害に遭う

感じをしますので、ぜひ早急に撤去してもらいたいと思っております。国道、県道沿いではなくして、拝所にもあります。公園にもですね。湧川の慰霊塔の中には去年も枯れて撤去しましたがけれども、大きな松で地域で撤去できないのがあって、ぜひそういうのも見ながら撤去してもらいたいと思っております。また、今帰仁小学校の馬場の近くに越地の農村公園の中にも枯れた松があって、特に馬場の松の周辺は早目に撤去できたらなと思っております。そうしないと、こっちに松くい虫がくる可能性は十分ありますので、呉我山の売店の後ろもあって、そういう形で県道、国道沿い枯れた松を撤去しないと二次災害、被害が出る可能性もあります。また、今帰仁城跡にも策定委員の皆さんが正面に松を植えました。私たちは桜まつりをするから桜がいいのではないかということをご提案しましたがけれども、文化財云々の委員のメンバーが松がいいということで選定して、正面に松が植えられております。向こうも行って見て、後ろに枯れた松がありますので、せっかく植えた松がこっちから枯れる感じがしますので、ぜひ国道、県道沿いは今村長の答弁では沖縄県北部土木事務所の管轄ということでもありますけれども、その他ですね、重要なところを村単でもできるかどうか、答弁を求めます。

それと松くい虫の松を切って撤去した後、何の木を植えることができるか。湧川の岸本自動車の向かいには前に大きい松が枯れて何もしておりません。この前、ツール・ド・おきなわのときに、手前になって、歩道の清掃の草刈りのときにススキが刈られて、私よくあっちを歩くんですけれども、歩道が稼働していない状況なんです。あとまたススキも生えて、歩道に草が生えてくると思いますので、松くい虫で撤去した後の木を植えるかどうか、植えなければ舗装をしてもらいたいなと思っておりますので、できなければ放置しないでススキが生える状況をつくらないで舗装をしてもらいたいと思っております。それと木をもし植えることができるのであれば、村から提案して木を選定できるのかどうか、必ず松ではなくて、桜でも、本土みたいに実のなる木を植えることができるか。本土は実のなる木を植えて、地域住民がこれを取って食していることもありますので、ぜひそういうものも提案できるかどうか。松が枯れたところ、城跡のところもありますね。松を植えて枯れているけれども、まだ桜も植えていない。向こうだったら、グスクで桜まつりをするので、こっちから提案できたら桜を植えてもらいたいなというところもありますので、ぜひ村が提案して木を選定できるかどうか。これみんな沖縄県土木事務所任せで植えるのか、また木でなければ、今村でも予算をつけて花いっぱい運動をやっていますので、地域でこの小さい花を植えることができるのか。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問にお答えします。

中学校の吹奏楽部楽器の修繕費につきましては、議員から報告があった金額についてたしか父母会とか、部育成会の予算の中で手当てされているかと思っております。各学校施設の修繕費ですね、施設等の修繕については年度当初、小学校費で30万円、各学校に10万円という形で予算が計上されております。また中学校につきましては、年度初めに当初予算で20万円、校舎等の施設の修繕費ということで予算計上されております。それで順次細かな部分については修繕が施されて、その他大きな修繕については、その都度学校のほうから要求書、見積書が上がって、教育委員会のほうで確認をして修繕が必要なのか、また新たなものに取りかえるか、部品交換とか、そういったものになっていくのかということで確認をした上で、財政側と

調整をして予算計上をしていくという流れになっております。その中で一つの部活動の中で使用されている楽器、バンド部が使うものに対して予算の手当て、補助金の形でできないかということもあるんですが、教育長から答弁されたとおり限られた予算の中でどの程度、そういった工面ができるかというのは今後検討をしていきたいというふうに考えています。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの馬場の近くの松の枯れた木の撤去についての質問にお答えします。

先ほど村長からの答弁にもあったとおり、12月8日から20日までの工期ということで沖縄県土木事務所のほうで作業を進めておりますけれども、ご指摘のありました馬場の近くにつきましては去る土曜日に作業をして、もう既に終えております。あと、その他県道のほうですね、北山城跡の近くとか、そういった残っている箇所がありましたら、再度県の道路敷地でありましたら、まだ残っている箇所を再度要請して、早急に伐倒処理をしていただくように要請していきたいと思います。あと、呉我山の売店の後ろであるとか、字の拝所のほうに大きな松等があるものについては林業課のほうで区長を通じて調査もして、守るべきは守ろうという沖縄らしい緑の保全という事業がありますので、それで樹幹注入とか、県の松くい虫の専門と言いますか、林務課のほうと調整して作業を進めていきたいというふうに考えております。あと個人所有地につきましては、ちょっと村のほうでできるかどうか課題もありますので、特に危険であるとかというものについては、地域との相談をしながら進めていきたいというふうに考えております。あと枯れた松の後の撤去の後の植栽等につきましては、建設課長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質問にお答えします。

国道505号と県道関係の松の撤去後の処理の話なんですが、確かに松を撤去した後の根が残っている状態で、草がまた生えてくるという状況もありますので、ただいま質問のありました舗装ができないかどうか、あと村のほうで樹種の選定ができるのかについては、管理である沖縄県の北部土木事務所のほうで道路のほうは管理されておりますので、そのところと調整等をして、実際に今提案のあります方法ができるのかどうか、話し合いをしながら対応をしていきたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 先ほどの課長の答弁を聞いて大体わかりましたけれども、もう一回質問をしていきたいと思います。今見積書等をつけてやれば可能という形も聞こえますので、学校から修理の今年入りそうなところ大体わかると思うんです。これ毎年10個以上修理が入っていますので、そのまま放置すると大きな修理が入るということでもありますので、初期段階で修理をしたほうが安上がりをするということで、今出ております。平成24年に購入して、ゆっくりゆっくり修理が入ってきて、メンテナンスが必要ということでもありますので、再度答弁を求めていきたいと思います。学校からの要望云々として見積書等を委員会に報告をすれば修理ですね、今年何本、修理をしたい。また必要ということを見積書等を添えたら、その予算内ぐらいで可能なのかですね、答弁を求めていきたいと思います。

次に国道505号とか県道、また、その後の木の件ですけれども、私は今後松は適当ではないと思っています。今いろいろ野山には枯れた松を、もう予算云々ではなくて、撤去できないところまで来ていますの

で、松を植えたとしても今後、枯れる予想がつかますので、別の木を提案しても、こっちから県が云々ではなくして、こっちからも提案する方法もとるべきではないかと思っています。今帰仁にふさわしいような木の選定もできたらなと思っています。それと木がだめなら、花ですね、本部町は伊野波近辺みんな花いっぱいなんです。今帰仁に来たら呉我山通りから湧川、今泊から、出入り口は3カ所しかないです。木がだめなら、花を植える方法ですね。これ地域老人会ともタイアップをして、できる可能性十分あると思います。今平敷の野菜屋の角は平敷の老人会が花をいっぱい植えていますので、そういう形で今帰仁に来て、よかったというイメージにするためにも、木がだめなら花いっぱいという形でやりながらやれば、南城市みたいに、南部みたいに今後家庭でもいろいろな庭がありますので、ガーデンの散策もやりながらできると思いますので、一番沿道沿いに花がないのが今帰仁なんですよ。名護は国、県の予算でやるのかどうか分からないけれども、いっぱい業者が植えているんです。そういう形でもうちょっと国道沿い、県道沿いの美化も必要ではないかと思っています。ある時期は玉城はもりけん通りみたいに、玉城は花木を植えておりましたけれども、近ごろはありません。何でそういう質問をするかということ、散歩をしてこっち管理しなければ草が生えて歩道が歩けない状況になるんです。ぜひ地域みんなで管理できる方法を模索しながらできたらなと思っております。必ず業者に委託するのではなくして、地域でできる方はおりますので、少ない予算で最大発揮できるような体制もできると思いますので、そういうのがあれば、また今後ですね、検討する余地があるかどうか答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問にお答えします。

緊急性の高いものとか、どうしても必要であるという部分に関してはもちろん見積書もいただいて財政のほうと調整をさせていただいて予算の獲得に臨みたいと思います。ただ、学校の教育委員会関係の予算の中で各学校への配分とか、そういったものもありますので、その辺は希望するだけが認められるということではないと思いますが、教育委員会としては対応をしていきたいというふうに考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの松以外の樹種についてどうかというご質問がございました。それについてお答えしたいと思います。

まず、松につきましては沖縄県では県木、琉球松になっております。本村においても村木は琉球松でありますので、松を基本として、守るべき松、沖縄らしい緑を守ろうという事業等がありますので、沖縄の亜熱帯の地域を生かした景観とか、緑とか守っていこうという事業がありますので、そのあたりを活用して、大きい守るべき拝所とか、北山城跡近くの大きな木とか、樹幹注入で守っていく方向で県と調整して、その事業を活用していきたいというふうに考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質問にお答えします。

植樹帯とか、植樹帯のほうに松が植えられている箇所、枯れてこの松がなくなった後の樹種の選定とかについても北部事務所とは話はしていきますけれども、先ほど花を植えたらどうかという質問もありましたが、ちょうど県道とか古宇利に行く屋我地仲宗根線とか、県道110号線、屋我地を一周している道路

があるんですが、そのこのところも県のほうで今まで植樹帯の中で木を植えたりしていたのですけれども、やっぱり草が生えて歩道がちょっと利用できないような状況があった中で、花を植えて実際に観光とか、そういうものを道路の景観とかに配慮したもので花を植えられておりますので、国道505号と今帰仁のほうにはほかに県道もありますので、こういった花のものについては県のほうで事業とかあるということも聞いておりますので、そのこのところは県のほうに調整しながら花の植栽については話をしていきたいと考えています。今帰仁のほうで平敷とか、今玉城のほうで花を植えられているところがあるんですが、これについては県の道路の維持班のほうで、この字と委託の契約をして、委託費の中でこういった苗を購入したりして、実際に植栽はやっている状況もありますので、これはもう字とかそういったところの組織がそういう事業を取り入れていかないことには実施できませんので、これについては各組織のほうが実際受け入れできるかは調整していく必要があると思います。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの1番與儀常次議員の質問は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 課長の答弁で大体わかりました。経済課長がさっきは拝所とか云々は柵でという話だったと思いますけれども、私は拝所云々は少ないから消毒云々も管理もやりやすいと思います。馬場みたいにですね。国道沿いはいまだ一回も消毒をするところを見たことがないんです。管理が難しいところはそういう形で切りかえも必要だと思っております。県木、村木が松だからということで、あえて松を植える必要はないと思っています。予算の無駄遣いにもなりますので、守るべきところは守って、変えるべきところは変えながら、さっき建設課長が言ったみたいに花いっぱい運動も頭に入れてもらいたいなと思っています。さっき課長の話では古宇利に行く手前は県が植えたということもありましたので、名護市は私は県がみんなやっていると思っています。中山の公民館の手前までも、みんな花を植えているんです。ガストのところからみんな連続して、そういう形でもし今帰仁村でも県予算でそういうことができましたら、古宇利みたいですね。古宇利は観光団が来るからということかもしれませんけれども、古宇利だけではないですよ、今帰仁の観光地は。各村々ありますので、特に出入り口、3本のところはできたらなと思っておりますので、この予算がとれるかどうか、また答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時01分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時01分)

金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質問についてお答えします。

今、古宇利のほうとかで花を植えられているものについては、県のほうで実際に事業というのか、予算をつけて県のほうで実施しているものがございますので、これは今後国道505号とか、県道について花を植栽できるかについては県と調整をして、県のほうで予算を計上していかないと実施できませんので、その件は県のほうと話し合いをして、実際に計上できるのかについては向こうの判断になると考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 次に、座間味 薫議員の発言を許します。11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 平成26年第4回今帰仁村議会定例会に当たり、さきに通告いたしました2項目

について質問をいたします。質問の前に今年議選がありまして、我々の議会も大きく顔触れもかわったのかなと思っております。私の中でも一つの区切りとして、2年しか議員はやっておりませんが、前回質問した事柄について、改めて現状がどうなっているかということで質問をさせていただきます。

1. 仲宗根地区商店用地分譲について。①現在の応募状況について。平成24年の9月議会において質問をいたしましたけれども、その時点では応募申込者はいないとのことでした。あれから2年経過する中で応募状況はどうなっていますか。また、公募はどのようにされておりますでしょうか。2. 今帰仁村観光協会について。①観光協会の看板の移動及び案内板の設置について前回、場所等を含め、観光協会と協議をし、実施していきたいとのことでしたけれども、設置計画は現在どのようになっていますか伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

仲宗根地区商店用地分譲につきましては、現在、広報なきじん11月号にて公募を行っています。広報は区長を通して村内全世帯に配布するとともに、今帰仁村のホームページにも載せて案内を行っています。募集期間といたしましては、平成26年11月1日から平成27年1月31日までの3カ月間となっています。応募の状況といたしまして、12月現在、申し込みはまだありません。

次に、観光協会についてのご質問にお答えします。

観光協会は現在、コミセン1階南側の一角を使用し、運営を行っておりますが、道路からは観光協会への案内標示がなく、観光協会について村民や観光客への認知度については、まだまだ足りない状況にあります。質問にあります看板の件についてですが、観光協会との協議を行う中で、現在暫定的に使用している事務所であるため、多くの費用をかけて観光協会への案内表示を設置することは難しい状況にあります。そのため、簡易な案内表示をコミセン入り口付近に設置することで協議しております。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 平成24年の9月に議員になりまして初めての質問で仲宗根地区商店分譲予定地についてということで質問をさせていただきました。当時、村長の答弁で山岳までの国道505号線の改良工事が進行中であり、その整備が整い次第、商店街分譲予定地にも入居者がいるのではないかと期待しているとございました。また、村広報を初め、積極的に公募して、早目に商店街として活気があるように努力していきたい。改良が済んでいないので、その状況を見ながら将来に向けて今帰仁村の活性化につながる、そういう方向性は見出していきたいとの答弁がございました。あれから2年経過いたしました、国道505号線の改良工事も終わり、すばらしい道路になりましたけれども、2年前同様、多くの店が立ち退いた後の閑散とした状況は何ら変わっておりません。今の答弁で申し込み者はないとのことでしたが、確かに先月の広報にも募集が出ておりました。公募のほうは広報とホームページだけなのか、また今までに何度募集を掲載されましたでしょうか。お尋ねいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳総務課主幹。

○ 総務課主幹 當山清巳君 ただいまのご質問にお答えします。

平成24年、座間味議員からあった後の状況ですけれども、平成25年度の11月号でも広報に載せて公募を

行いましたけれども、企画のほうに問い合わせとか応募はありませんでした。それで今回も11月号に公募を載せまして、今応募をしているところではありますが、今のところ企画のほうに申し込みの連絡が届いていない状況であります。

その他の方法という公募は現在ホームページと広報に載せているのが現状であります。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 平成25年、平成26年、1年に一回のペースで載せておられるのかなと思っておりますけれども、非常に少ないような気がいたしております。ホームページに載せてあるというのも広報と同じやつが載っているのだと思いますけれども、ほかにも買い手を探すと言いますか、そういう努力はされるべきではないかなと思っております。先月の広報の中の募集対象の欄がございました。当該事業用地の用途に合致した業種をみずから営む者、及び土地または建物を賃貸することを生業とするものとありました。当該用地の用地に合致した業種をみずから営むもの、非常に難しく書いておりますけれども、多分、自営業のことかなと思っておりましたが、この用地に合致した業種とはどのような業種なのかなと思います。また土地または建物を賃貸することを生業とする者、これについてもどういう方々なのかですね、伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳総務課主幹。

○ 総務課主幹 當山清巳君 ただいまのご質問にお答えいたします。

対象業種というのは一覧で読み上げたいと思います。まず最初に事務所ですね、どんなものかという話の中では事務所ですね。それから物品販売業を営む店舗または飲食店、それから理髪店、美容院、クリーニング等取次店、貸衣装屋、銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業、その他に類するサービス業の業を営む店舗ですね。それからカラオケ店舗、それから専門学校、学習塾、囲碁教室など、それに類する施設です。それから医療機関、保育所など、それから製造販売業を営む店舗ですね。あと自動車修理工なんかを営むものですね。それから情報サービス業、コールセンターも含むものですね。運輸サービス業ですね。要するにあらゆる商業をやるものの業種が含まれているのではないかなと考えています。それともう1点、用途に合致したというのは、商業、商売をやるものに合致したものであることですね。それと建物を賃貸する、要するに土地を買って、事業所をつくって、それをまた貸すのも大丈夫ですよという話ですね。なるべく商売とかいろいろやる方が業種の幅を広げて、使いやすいようにということで極力土地を買っていただきたいという思いを込めて、業種を広げています。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時13分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時14分)

11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 今の説明でかなり広範囲の商売人が活用できるのかなと、商工会員であれば大体適用するのかなと思っておりますけれども、2番目の生業にするものと、同じ文章の中に2つあるわけですけれども、合致しないところがあるのかなと思っております。本来、仲宗根地区商店分譲事業ということで仲宗根地区の活性化のための事業ではなかったかなと思っております。ただ建物を建てて、そこにアパートにするのであれば、それとはちょっと趣旨が違うのではないかなと思っておりますので、もし改

善できるのであればよろしく申し上げます。2012年の広報の募集の時点では坪単価が9万5,700円。その後、価格を下げられていますね。9万1,740円、坪当たり3,960円、安くなっておりますけれども、その理由についてお伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳総務課主幹。

○ 総務課主幹 當山清巳君 ただいまのご質問にお答えします。

当時から5年もたっています、当時も鑑定評価を入れて、土地の価格を鑑定しているわけですが、そのぐらいになっていたものですから、5年もたっていたので、年に一回、沖縄県の土地対策課が全県の定点あたりを商業地なんかを調べて、毎年価格を公表している価格があるんです。そういった過去5年の状況を勘案しまして、今帰仁村内の商店街、仲宗根地区は若干低下している状況がありましたので、その辺を加味して、今回平米当たり1,200円ぐらいの価格にしてあります。それと先ほど答弁もれでちょっとあれしたんですが、先ほどの建物の賃借云々の話ですね。申し込みがあった場合に譲り受ける方との間で、用地を買って後、5年間は第三者には転売しないでほしいとか、あと分譲をやろうとするときは簡単な計画書で申し込みをして、2年以内にはこの計画したとおり着手して、要するに事務所なり何かをつくるなり着手してほしいとか、そういった申し込みが出た場合は細かい補足で説明をして計画書を出してもらうという形になると思います。それで先ほどの土地または建物の賃貸云々といったものの、補足説明にさせていただきます。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 しかし、それにしましても総面積が406坪、計算しますと3,724万6,440円となります。一括での購入となればなかなか個人では手の届かない土地だと思いますし、分筆したとしても今の状況では全部の土地を売り切るには、またかなりの時間がかかるのかなと思っております。2年前の村長答弁で他の用途を考えるのは早すぎるとおっしゃっておられました。あれから2年、最初に広報で公募されてから、来月1月で7年になるわけです。いまだに申し込みがない状況の中で非常にもったいないように思います。草は伸び放題でございまして、時々除草されているのは見受けられはしますが、横を流れる小川のせせらぎですか、そこにもかなりの草が生えて、水の流れも確認できない状態です。そろそろと申しましてはどうかなと思いますけれども、ほかの用途として検討しなければならないのかなと思っておりますけれども、そのことについて村長のほうに答弁を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

仲宗根地区の商店街分譲ということで、これは国道505号の道路改良に伴って、仲宗根のまちが壊されていくというのか、そういう中で新しい商店街をつくらうという計画のもとで、ここを分譲地としてつくられました。その中で経過も大分たっているわけでありますが、その中でこれまでの広報、インターネットの中での公募を図っておりますが、もっとほかの方法がないのかどうか。それもしっかりと検討をしていきたいと思っております。それと今後目的外とか、ほかの方法、ほかに用途があればそれに使ったらどうかということについては、目的というのか、状況によると思っております。村の活性化につながるようなものであれば、それは検討をする、検討に値するというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 昨日の一般質問の中で社会教育課長のほうから北山城跡の年間観光入客数30万人の目標が設定されておりました。また、古宇利島にも現在かなりの観光客が訪れております。しかしながら、その間にあります国道505号線沿いにはコンビニを除けば、ほとんど観光客が足をとめるという拠点がないわけでございます。まるで周りに何も無い滑走路を飛行機のかわりにレンタカーが走って行くという、そういう状況の道ではないかなと考えております。そこで通過型観光を解消するために、前回は申し上げたんですけれども、新たな観光拠点として活用は考えられませんか、伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいというふうに思います。

今帰仁村内にはワルミ大橋、そして古宇利大橋の完成後はリカリカワルミの道の駅と言いますか、建設されてオープンして一年半ぐらい経過しておりますけれども、その中でやっぱりお客さんが通っても、そういう施設をつくって、これをほんとに運営できるかというのも十分に検討する必要があるというふうに思っております。ほかの市町村の話をしたら怒られますので、そういう非常に苦しい状況の場所があるというふうに聞いておりますので、この新しいそういう観光拠点というものについては、どういうものがあるのか。今帰仁村にとってこれはぜひ必要だなと、これならいけるなというのがあれば検討をさせていただきたいと思っておりますけれども、これをやろうとするとどうしても行政がかかわらないといけないというふうに思っています。例えばの話、行政ではなくて、1企業がそこに来て、観光の拠点をつくるということについては前向きに村としても誘致をしていきたいなというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 運営がどうであるのかというお話がありましたけれども、やはりそういう話は専門家である観光協会とか、そういうところと協議をすべきだと私は思っております。主観で物を言うのはどうかと思いますけれども、私の主観からすれば、例えばお土産品でありますとか、新たな加工品、特産品、加工所でありますとか、屋台村なんていうのもいいのかなと思っております。さまざまな観光施設が考えられるのではないかなと思っております。活気を取り戻してほしいと思われている方々、特にあの一带に住まわれている方々からの要望は切実なものがあるかなと思います。また、今回の定例会、私も含めまして4名の議員がこの観光について質問をしているわけです。いかに今帰仁村にとって観光をもっと取り上げるべきか、ということだと思っております。くれぐれももう一度活気のあるまちづくりに分譲地が早急に活用されることを切に要望いたしまして、次に移りたいと思います。

2の質問についてでありますけれども、これにつきましても昨年の3月に質問をいたしております。看板の移動や案内板設置の進捗状況はどうなっているかということで、また今回も質問をしているわけですが、観光協会の看板につきましては、コミセン入り口付近に設置することで協議している。昨年の3月に質問をした折にも観光協会と協議をして実施をしていくとの答弁がございましたが、進展が見られない状況かと思えます。協議はいつされたのでしょうか、伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質問にお答えします。

看板についての直接的な協議につきましては、9月の補正予算のころにさまざまな事業の関係とかを含めながらありました。その際に今のコミセンの下の事務所につきましては暫定的な事務所であり、今後パルの跡ですね、国道505号に面した場所に移る考えはないのかというふうな話の中で一度観光協会の皆さんも、先月ですかね、中を見たかと思います。そういった中で暫定的にですので、確かに案内表示が選管の事務所の裏側になっていますので、その辺は必要だねというふうな話をやったところです。要望として観光協会からぜひ看板をつくってくれというふうなお話はありませんでした。座間味議員の昨年の定例議会の中での話を踏まえて、再度こちらが観光担当と一緒に入口の事務所の案内表示、道路からのですね、それは必要ではないかというふうな話で今協議を進めているところです。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時27分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時28分)

11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 一つの看板ですよ。観光協会からは要望はなかったと言いますがけれども、私が前回質問をしたのは目立たすべきではないですかと、観光協会がここにあるんですよというのを村民もわからない人がいるわけです。そして道を通る観光客からしてもかなり奥に看板がありますよね。隠してあるように看板があります。これを1枚前に出すべきではないかと質問をしたつもりであります。たった1枚の看板を道沿いに出すだけで、このぐらい時間がかかるものなのかなと思ひまして今回質問をさせていただいております。今や沖縄県の観光客は毎年増加し続け、平成25年度の入域客数は658万人に達し、その観光収入は4,400億円になると言われております。また、県でも2020年までに観光入域者数1,000万人を目指して、ロードマップも作成されているとのこと。観光立村を目指している本村におきましても、ぜひともその波に乗りおくれることのないよう、まずは観光協会の存在を前面に押し出して、際立った存在にすることも大事なのかなと思っております。そのためにはせめて現在の看板や観光案内板を目立つところに設置して、大いにアピールすべきだと思っております。観光案内板につきましても一括交付金を活用し、平成25年度設置していくと前回の答弁でおっしゃっておりました。観光案内板は現在どこに設置されておりますでしょうか。その質問をして後からの看板でなくてもいいです。ほかの観光案内板、どこどこに設置されているか、伺いたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ご質問にお答えします。

既存の観光案内板につきましては、中央公民館の前のほうにも全村的な看板がございます。それと馬場のほうに簡易な、過去につくられた看板を簡単に修復したものがあり、それから今泊のバス停のところにもあります。それからリカリカワルミのほう、それから三土堤の入り口のほうに北山城跡の看板と北山城跡の入り口のほうに大きな北山城跡の看板がございます。次年度に向けては一括交付金事業を活用しまして、前々から東側の入り口のほうの看板が台風で朽ちているので、そのリニューアルと本部側から入り口の今帰仁村界の近くに計画をして、今準備をしているところであります。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 新たに看板を設置するという話がございましたけれども、今や外国やアジアを

ターゲットにするのであれば、やはり日本語だけではなく、英語はもちろん中国語でありますとか、韓国語といった多言語で表記された看板にするべきだと思いますけれども、いかが思われますでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えします。

今帰仁村の第2次の観光振興計画のほうにも案内表示等の計画はございます。それでも外国からの来訪者に対する案内も丁寧にすべきであるという提言がございますので、それに基づいて案内表示等、多言語を中国語、英語、その他どの範囲まで広げるか、関係者と協議しながら言語について調整して設置していきたいというふうに考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 関連いたしますので観光協会の場所についても前回質問をいたしております。先ほど課長の答弁でパルに移動という話もありましたけれども、私としましても向こうは場所的にも非常にいい場所ではないかなと、ちょうど道路沿いにもなりますし、向こうが理想的な場所かなと思っております。観光関連の施設になるわけでございますけれども、つくるのであれば先ほどおっしゃってございましたけれども、一括交付金の活用もスムーズにできるのかなと思っております。

それでは最後に、先月の臨時議会において、10番議員の質問に対して村長は外国、特に東南アジアの観光客が今帰仁村に来てもらえるようにしたいと話されておりました。今年度、沖縄県への台湾や香港、中国系の観光客が4月から9月までの上半期だけで17万8,900人、49.9%も伸びております。今帰仁にも今後さらに外国人入城者数が増加することなどを考えますと、さまざまな国の語学対応でありますとか、宗教、食文化など、ソフト面の整備も必要となってくることも予想されます。自国に持ち帰りたくなる魅力的な土産品の開発も必要かと思われまます。そのことからしましても、やはり観光協会の担う役割は村にとって大きいかなと思っておりますが、いかが思われますでしょうか。伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

観光協会の設立につきましては、私も自分の政策の中でどうしても観光協会を設立したいということで、3年前に設置されました。この観光協会の今後の活動と言いますか、大きな期待を持っております。農業と観光を結びつけた村づくりの中で観光協会、そして商工会、行政が連携することが大事だというふうに思っております。その中で最近の今帰仁城跡の入場者の状況を見ますと大分、東南アジアと言いますか、東アジアからのお客さんがふえているということを聞いております。その中で看板の設置も多言語も大事だと思っております。それともう1つは、やっぱり通訳というのか、英語、中国語、ほかの言葉ですね、韓国語とか、そういうのをできるような、ある意味では講習会と言いますか、そういうのをやっていきたいなということを提案しております。そういう意味では今後、沖縄県にどれだけの観光客が来るかといったときに、本土というのがありますけれども、やっぱり外国からのお客さんを迎え入れるというのが大きく発展する一つの基礎になると思っておりますので、先ほど議員からもありましたように観光協会を強化するということが大事だと思います。これまで一時的に今の場所でありますので、観光協会からのほうからもグスク交流センターに置いたらどうかとかいうこともありました。ただ、村としてはやっぱり仲宗根

周辺がいいのではないかとということで、郵便局跡地、パルの跡地のほうがいいのではないかとことを提案しております。座間味議員からもその場所がすばらしいということでもありますので、ぜひそういう方向性を探っていただければ、村としてもそこのある意味では雨漏りとか、そういう補修については一括交付金の活用も考えておりますので、ぜひ理解をしていただきたいなというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 今村長のほうから語学の話もありましたけれども、当今帰仁村観光協会には中国語が堪能な職員がいるわけです。また、協会長のほうも台湾等に人脈もあるということで、ぜひとも活性化の起爆剤として設立した観光協会でございます。さらに連携をとられて観光振興に資する協会にしてほしいなと思っております。終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時39分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時52分)

次に、久田浩也議員の発言を許します。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 グスーヨー、チューウガナビラ。ただいま議長より発言の裁可をいただきましたので、主権を引用させまして、さきに通告いたしました件について一般質問を行いたいと思います。

ご承知のとおり先月、ローカル紙、11月11日、12日付の両新聞において沖縄農業大学校、2019年に移転。本年度中に敷地選定という見出しで報じられたのは皆様のご記憶にもまだ新しいかと思えます。農大は1979年に設立、施設の老朽化に伴い、道路拡張、工事等で敷地面積が減少、加えて農薬散布や牛舎などのおいなど、宅地化した周辺の影響も懸念をされ、県農水部は2013年に農大移転の基本構想を制定、そして今年7月には農業団体の代表者や学識経験者等で構成をする移転整備外部検討委員会を設置し、先月13日、14日には移転候補地を視察されたとのことでございます。大学校はさまざまな活動を行っていることから、本村に立地することにより多様な社会的、経済的な効果が生じていくものと考えられます。私どもはさかのぼること4年前から本村において誘致構想を唱えてまいりましたが、当局においてこれまでの間、県を初め、関係機関への対応をどう今日までとられてきたのか。今後はどのような対処をしていくのか、村長の見解を伺います。

次に自主財源について伺います。財源の確保に対する地方公共団体が自主的に収入し得る財源には地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入などで占められていますのが財源確保だというふうに認識しています。それも一番の源は地方税、いわゆる地方交付税であるものというふうに理解をしているところでございます。今後、依存型行政からの脱却を図るべく財政の安定化を図る上で、さらなる自主財源の確保は必要不可欠の喫緊の課題だというふうに考えますが、村長の所見を伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

與那嶺好和議員にも同様なご質問にお答えしましたが、県立農業大学校の誘致についてのご質問にお答えいたします。本村の基幹産業は農業であり、優れた先進的農家が数多くあることや県の畜産センターもあり、誘致に向けた優位性は備えているものと認識しております。そこで県の関係機関と情報交換を密に

しておりますが、移転用地面積が現有地の約12ヘクタールから2.5倍の30ヘクタールに拡充する計画とのことでした。同大学校を所管する県農林水産部では本年度中に移転候補地を決定し、来年度以降に県立農業大学校移転整備外部検討委員会による現地調査を実施する予定とのこと。現在のところ本村内において30ヘクタールの一団の土地の確保について調査を実施しましたが、その確保が厳しい状況であります。そのことから誘致につきましては、難しい現状にあります。

次に自主財源の確保について答弁をしたいと思います。村税は、教育や保健・環境衛生・社会福祉、そして村営住宅や水道・公園・道路整備など、このような広範囲にわたる行政サービスを支える重要な財源となるものです。村民の皆様が健康で安心して生活ができるよう、安定した行政サービスを行うために、税収の確保は最も重要な課題となっております。まず、税収増を促進するため、産業活動を活性化させ、企業誘致並びに既存事業所や新たな取り組みを行う事業所を積極的に支援するとともに、村の観光振興や雇用促進等に積極的に取り組まなければなりません。次に村税の課税についてですが、村税の約50%を占める固定資産税については評価替えの前年度に実地調査の取り組みを強化するとともに、航空写真等を活用し、登記以外の家屋の新增築について調査を行い、課税客体を的確に把握した適正な評価、公平な課税を進め、課税漏れがないように努めております。住民税については、名護税務署と連携し、適切な申告受付事務を行うとともに、未申告者については申告の催告書を送付し、未申告の縮減を図っております。次に本村の徴収向上対策として、平成22年度に沖縄県の職員が本村の徴税吏員として辞令を受け、協働して滞納整理を行う併任制度を活用し、その過程で職員の徴収技術の向上を図ることで、徴収困難事案の解決に向け、滞納整理の強化に取り組んでまいりました。また、平成23年度には、収納係を1人増員し、2人体制にするとともに、滞納管理システムを導入し、徹底した滞納処分を行っており、現在は、国保の収納担当や滞納整理員と連携を図り、口座振替制度の利用を推進するほか、毎週木曜日の午後5時15分から7時30分まで夜間相談窓口を開設するなど、村民の納税機会の拡大にも努めております。平成22年度に徴収対策の強化を実施してから、この4年間で徴収率が1.5ポイント向上しており、平成21年度には7,349万7,000円あった村税の収入未済額も平成25年度決算では4,557万2,000円と2,792万5,000円の削減を達成し着実に成果を上げております。平成26年度においても、沖縄県の併任制度を活用し、12月1日から平成27年3月27日までの期間、名護県税事務所の職員が本村の徴税吏員として、徴収職員の技術指導にあたるほか、税の公平公正を保つ観点から、名護県税事務所の職員と協働で悪質滞納者への徹底した財産調査及び財産の差押えを行い、更なる徴収体制の強化を図り、税収の確保に取り組んでまいります。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ただいま答弁をいただいたわけですが、私の質問趣旨の舌足らずと申しますか、筆不精で全くもって意図しない答弁であるのと、8番議員の答弁と一言一句変わらない答弁であったということで、いささか疑問を感じるところでございます。私が申し上げたいのは、これは私は4年前から、さかのぼって、予見と申しますか、そういう情報がありまして、その当時は併合の危機さえあったというふうに感じておりますけれども、その当時の平成22年の3月定例会におきまして、村長の答弁、4年前から本日の答弁にるる答弁をされてきているわけですが、その当時を少し検証していきたいというふうに、その当時の答弁をですね。私の質問に対しまして、誘致ができればほんとに今帰仁村の活性

化を含めて、今帰仁村が変貌、変わっていくものという点と、次、非常に大事ですね、村長。その当時、校長先生と会って、また関係機関、これは当然県でございますけれども、状況というのをしっかり把握すると。そう答弁されております。この校長先生とお会いしたんです、その当時ですね。どういうふうにかこれらの状況というのは把握したのか、その当時。それと、8番議員からの昨年の定例会においても、今後は農業大学校や関係機関と情報交換を密にして、移転計画時には誘致に向けて積極的に取り組むというふううたってございます。さらには村有地にあるかどうか調査をする。そして村としてはこれは何としてでも誘致をしていきたいという決意、意思表示までしてあるのです。それと色々な情報を駆使して、ほかよりも先駆けて情報を入れていく。ぜひ今帰仁という誘致を見た場合、非常に頑張っていきたいというふうに明言されております。可能性は非常に大きいということまで議事録に残っているわけです、村長。その当時の校長先生にお会いをして、どのような意見交換、あるいは情報交換をしてきたのか。どういうふうにかそのときの状況を把握したか。これまでどういった経緯でここまでできたのかということをお聞きしているわけです。ちょっと明確に答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたしたいと思っております。

校長先生に会ったことがあるかということについては、正式に農業大学校まで行って、会ってはいません。ただ、平良武康校長のときには意見交換はしたことがございます。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ですから、もしお会いしたのならどういう意見交換をして、どういう情報をつかんでいたのかということをお聞きしているわけです。これはですね、村長、私は平良副町長にお会いしましたが、平良副町長いわく、その当時から今日に至るまで、全くそのような大学誘致に関する協議はしていないと言っています。そう言い切っているんですよ。何度も念を押しました。村長、農業大学校やその関係機関との密にいろいろ情報交換をしているということでは言っているのですけれども、これ農水部のどの課ですか。それと外部団体、外部検討委員会、何名で構成されていますか。固有名詞は出さなくとも委員数これぐらいのことは答弁できると思っておりますよ。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えします。

平良武康校長と何度かいろいろな機会でお会いしたときに、この話をしたのかなというふうにお聞きしております。外部検討委員会の委員について何名かというのは調査しておりません。ただですね、県立農業大学校移転整備計画外部検討委員会の今現在は違いますけれども、小那覇安優さんが外部検討委員会に入っていましたので、彼とは話をしたことがあります。そしてそのときに農業大学校からは30ヘクタール以上、できたら50ヘクタールぐらいは必要だと言われているということをお聞きしております。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 村長、情報交換を持って関係を密にしているということでは言っているんですよ。安優さんまで私、確認入れましたよ。安優さんそのとき準備委員会だったと言っています。外部委員会と言っていますが、そこがですね、どこまでこれ密にしていたのかと私は疑いを隠せないわけですよ。

これはもう何度も何度も関係を密にしていると言いながら、外部検討委員会8名ですよ。県農水部の構成員もわからないで、関係を密にしていたということが、これ言い切れるのかという問題です。村長、我々は二元代表制ですよ。村民の負託を受けているわけです。言葉は政治家の命ではないですか。これは同僚議員も一般質問をしているわけですよ。4年前からですよ。こんな軽々に答えられるのですか。とてもこれは首長として、さすが私はこれは疑義を持ってしょうがないですね。どういう真意でもってこういう発言ができたのか。やっていないのなら、やっていないと言うべきではないですか。この答弁書を見たら全くもってやる気なしを露呈しているようなものではないですか。どうですか、真意をもう一回。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えします。

先ほど外部検討委員会の前の委員で小那覇安優さんと申し上げましたけれども、訂正をしたいと思いません。準備委員会ということで訂正したいと思いません。そのときに30ヘクタールという面積が非常に頭にありまして、今帰仁村にこういう場所がほんとにつくれるのかな、探せるのかなということがありまして、私は久田議員にも與那嶺議員にも、これは反対するようなものは全くありませんので、先ほども申し上げましたように農業が盛んな村ですので、これについては積極的に誘致したいという考えは今も変わりません。ただ、30ヘクタールという場所を考えたときに村長としては難しいというふうに判断しました。場所の選定についてですね。そういうことで久田議員からもありましたように、何をこれまで検討して、密にやってきたかといったときに、先ほど申し上げましたように、その辺の密な関係はしていないというふうにお答えをしたいと思いません。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 密にしていなければ密にしていないと書けばいいですよ。全部密にしていると書いてあるんですよ。おっしゃっているんですよ。神聖なる議場で。よもやま話ではないんですよ、村長。それと調査してきたと、與那嶺議員にも答弁しておりますけれども、どこを調査してきたのですか。この調査の概要まで事細かに説明してください。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 農業大学校には副村長と総務課長が行って調整をしておりますので、答弁をさせたいと思えますけれども、調査の場所については先日も答弁をしたように、与那嶺の字有地を中心に調査をまいりました。そして呉我山の村有地、JAの畜産センター、そして平山畜産の牛舎のある呉我山あたりの現地を調査して、その結果として、やっぱり村長としても結構、村内の場所についてはある程度は30ヘクタールあるかどうかということについては、それなりの現場も村内の場所もある意味では把握しております。その中で与那嶺の字有地、そして仲尾次の字有地だったところ、売却されておりますけれども、そこが一番ある意味では広がりがあるのかなと思っておりましてけれども、30ヘクタールというとなかなか地形も厳しい状況があるし、そこに誘致をするというのは無理があるのではないかとということで断念をした次第であります。

○ 議長 東恩納寛政君 大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 久田議員の質問にお答えしたいと思います。

私と総務課長が昨年の11月でしたか、その辺に農業大学に出向きまして、調査をしてきております。その中で私も農業大学校を1年、そこで学びましたので、今の現状というのはよく承知しております、非常に狭いと。10ヘクタール少ししかありませんので、大変な狭さでしたと思います。それと分散しております、その面積も。東村であったり、名護の試験場の上だったりというふうに学生を大型バスで連れて運んでいくと。東村に行く場合には大型トラクター、それも持って行かないといけないということで、もう大変な苦勞をしながら学生を指導してございましたけれども、今回30ヘクタールから50ヘクタールぐらいの範囲をほしいということの説明を、今の状況の不便さということと、面積を1カ所にまとめて何とかやりたいというような話は伺ってまいりました。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 副村長、卒業生であります。農業に対する思いもひとしおだというふうな理解をしているところでございますけれども、ですから調査を車窓でしたのか、現地まできちっとこれ航空写真で目を通したのか、村長、これ与那嶺を中心に現地調査に入ったということで、村長のお膝元の崎山の字有地が一番大きく占めているんですよ。崎山の字有地と与那嶺、仲尾次である程度の面積はとれるのではないですか、その辺しっかり調査してきたのですか。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

面積があるかということですが、面積はあると思います。ただ、平坦な場所とそこをほんとに整地をして、30ヘクタールを確保できるかということについて、私としては相当の自然破壊もあるし、水源涵養林もあるし、水源の関係、そういうこともあって、そこにほんとに誘致するというについては村長としては無理だというふうに判断をしたわけです。ただ、工事ができるかできないかというのは、これはもう金をかければできる可能性もあるかもしれませんけれども、あの山を削って、30ヘクタールにするには無理があるというふうに考えたということでもあります。これはきのうも、きょうも変わっていないと思っています。そういう意味で調査ということも申し上げましたけれども、実際、現場がほんとにあるのであれば村長としても申請をして、手を挙げて検討委員会の中で検討をさせたいわけですが、あそこを山を削って、農業大学校をつくらすには地形が余りにも厳し過ぎるのではないかという判断をしているところであります。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 地形を削らないで、これどこに30ヘクタールもですね、1自治体が持っているところがあるんですか。聞きましたよ、私は。ないですよ、4候補でさえ。どこにフラットの30ヘクタール、9万坪ですよ、30ヘクタールといえば。今帰仁にもあるではないですか、シャングリラ、8万5,000坪ありますよ。フラットですよ、あそこは。役員にも諮りましたよ、私は。前向きですよ、シャングリラさん。だから調査をどこまでやってきたのか。例えばマツチャクとのトンネルの間も、前はなきじん振興開発がゴルフ場、向こうもあると思います。だから調査をどの程度まで踏み込んだのかということ私を問うているわけです。全然調査されていないのではないですか。そうではないですか。関係は密にできていない。調査もできていない。だからさらさら最初からやる気がなかったのかどうか、4年前からですね。

呉我山だって、私はあると見ていますよ。治山治水大事だと思います。4年前からそういう行動を起こして、地元の反対があって進めることができないと言うのであれば話はわかります。ただもう車窓みたいな感じで、環境問題を加味したら何もできないですよ、村長。ましてや教育立村とうたっている乱開発をしようとしているわけではないですよ。しかもこの現場だって、これは盛島建設、エキスポ75ですよ。そのときに一旦開発されているところなんですよ、与那嶺の字有地あたりは。実際だからほんとに現場に入って、30ヘクタールとれるのかどうかというのを厳密に調査していないという、もう露呈しているようなものですよ、これ村長。ほんとに根を下ろして、しっかりこれ何事もやる方向で物事を進めてきたかどうかということを問うているわけです。何ら話はないですよ。シャングリラさん、8万5,000坪ありますよ。遊んでいます向こうは。全然調査していない証拠ですよ。その点、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 仲尾次の元字有地については、私もよく知っているつもりです。平坦地があります。ただ、その面積がこれ非常に限られた面積だというふうに認識しております。与那嶺の土地も含めてですね。ですから崎山に移すとか村有地に、東側にそれを延ばすということだと思いますけれども、私はああいう場所にはどうかと。もちろん平らな場所が、全部30ヘクタール平らな場所はそう簡単にはないと思います。だけど与那嶺の字有地を中心としたところは平坦地というのはそんなにたくさんないと、30ヘクタールのあれからするとの話ですよ。3ヘクタールはあると思いますよ。ですが、そこに私は建設を要請するというのはどうかなあというふうに思っております。シャングリラについては調査しておりません。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ですから県との関係も密にできていない。大学校とも歴代校長とも全く意見交換、議論もされていない。調査もままならない。やる気ないのではないですか、村長。なぜですね、これ大学誘致に我々こだわるかと申しますとですね、村長。冒頭でも申しましたけれども、社会的、あるいは経済的にも非常に多様の波及効果があると、村長もよく理解していると思いますよ。特に恩納村、大学の例をとりますと、非常に研究活動に効果というのが顕著にあらわれている。いわゆる教材ですね、研究機材、そして機械のリース、そして運営に係る施設が、これはほとんど地域に還元されているということなんです。それと職員や学生の消費による効果、いわゆる農大ですと寮生をとっておりますね。職員あるいはその家族がその地域で生活をする場をつくっていくわけです。そういう中で消費が生まれる。そして経済に新たな需要を生む。その他活動、あるいは農大祭、村長ご存じですよ。農大祭も大々的に行います。イベントの開催によって来訪者が来る。来訪者がその地域経済を潤す。そして一番大きいのは整備ですよ、施設整備、新しくつくるわけですから、新校舎、農場、整備事業など、これは地元の建設が非常に潤う。そういう需要も生むと。そういう大学院大学でもこれは非常に顕著にあらわれている。ですから今回4候補の中には恩納村挙がっていますよね、村長。もう要請行動もされていますよ。恩納村も聞きましたよ、私は。とつても30ヘクタールなんかありませんよ。まとまった土地が。そういう多面的な要素も含めての経済社会的効果を村長はどう見ているのですか。はなから、最初からやる気がなかったのかということを確認に答弁してください。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 農業大学校を誘致した場合の波及効果、これについては非常にあるというふう
に考えております。これは職員、そして大学校生の今帰仁村に居住すると思っておりますので。いろんな
意味で波及効果はあると。また農業の勉強というかな、そういうものもできる場所ですので非常に事が多
いと。問題はその場所について、私が考えている場所については非常に難しい状況があるというふう
に判断をして、そしてちょっとした平坦地であれば結構あると思えますけれども、村内にはそういう建設でき
る場所がないというふうに判断をしたわけでありまして。ただ、シャングリラの件については今回は調査は
しておりませんが、全く知らないわけではないです。シャングリラは。そういう意味ではその場所
があるのかどうか。きのうも與那嶺議員にもお答えしましたが、再度現場に行って、ほんとにそう
いう適地があるのかどうかは再度調査をしたいというふうに思っております。そして地形がある程度のい
い地形であれば、再度誘致に向けて行動をする必要もあるかなというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 村長もう少し理路整然とした答弁をください。非常にこれ曖昧ですね、言葉も濁
さないでください。8万5,000坪、フラット、ほとんどフラットなんです。知らないわけではないとい
う中でも、もう一度行ってみたいとか、全く整合性のない答弁です。仮に向こうが8万5,000坪ほぼ、こ
れ30ヘクタールに絞っていないですよ、県も。当然これは30ヘクタール、まとまったところはメリットも
当然生まれます。1カ所にあるとですね。ところがですよ、村長も農業を携わった方ならわかると思いま
すよ。1カ所に牛舎、豚舎、いろんなものをつくると伝染病が発生しますよね。そういう一極集中型とい
うのでデメリットも非常にあるわけです。そういう中で私、きのう県の職員とも話をしました。縛りはな
いということでした。分散型でどうかと、非常に前向きでしたよ。きのう電話入れていますよね。総務課
入れていますよね。何で開示できないの、きのう電話の内容も。そういう既成事実をつくらないで、ほん
とに前向きなのか。どういう内容だったんですか、電話の内容は。これ答弁してください。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えいたします。

きのう農業大学校についての当初、農業大学校の班長に電話を申し上げまして、これは今は本庁の営農
支援課でとりまとめているということでしたので、その事務担当であります担い手班の主査に電話で申し
上げまして、今、村でもいろいろ議論があるということで外部検討委員会の日程等について聞きました。
それが12月25日にあるということを得ている状況でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 最初から言ってくださいよ。まさにクリスマスではないですか、村長。12月25日
ありますよ、外部検討委員会。きょうの議論は前向きに捉えているのか。先方はぜひ提出していただき
たいところを私はもらいましたよ。特に優位性、おっしゃるとおりだと思います、村長。畜産研究セ
ンターもあるわけですから、そういう中で隣接して農業大学校の運営を図っていただく。そしてこれから
議論になろうであろう一極集中型でいいのか、もし分散するのであれば村長、平良副町長と本部と連携を
とって、本部半島で、大学誘致、それに向けて両町村でやってもいいのではないですか。全く議論もされ

ていない、きょう今すぐ始めてほしいぐらいですよ。飛びますけれども、本部町はUSJの誘致まで頭に高良町長は入っているわけです。非常に若い職員、若い我々世代、青年層まで非常に夢を持っているんです。村長も答弁で言っているのではないですか。夢が持てると。夢が持てる行政を図りたいということをやっているわけですね。しっかり政治家として、言葉に責任を持って、今後この一極集中型、私は名護の公共機関もほとんど一極集中型と見ていますよ。名桜大、看護学校、農大も兼ね備えている中で、先ほども申しましたけれども、大学院大学が非常に多目的波及効果を持っていると、二次、三次まで波及していくわけです。分散型キャンパスでもおかしくないと思いますよ。山形大は分散ですよ、県で分散していますよ。今鳥インフルも宮崎県かどっかではやっていますね。そういうことは国も県も相当懸念している案件だと思います。そういう中で最初から30ヘクタールないという頭の中で動くからこういうことになるのではないですか。なぜ、議論を密にしている、意見交換を密にしているということで、ここまで踏み込んだ話ができるはずですよ。私も3回しか話をしていませんよ、県の。4年ですよ、村長。じっくり調査もできたはずですよ。あらゆる手法を尽くして、そういう結論に至るなら私は何も言いませんよ。25日までに書類をそろえられるのであれば、直ちに名乗りを上げて、そういう覚悟があるのかどうかですね、村長。その辺明確な答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

きのう、きょうの質問の中で場所があれば再度要請する考えがあるかということに対して、きのうは調査をしたいということをお願いしました。そういう中できのう総務課長が農業大学校に電話を入れて、25日に委員会があるから、それまでに要請するのであれば可能だろうという返事はもらっております。これは久田議員の言うとおりであります。そういう意味では先ほどシャングリラの件について、全く知らない場所ではないということをお願いしましたが、ただそこに農業大学を誘致するという前提で見ると、ただ行って少しわかるというのはちょっと違いますので、ぜひ場所をですね、現地を見て、議員がおっしゃるように相当の広がりがあれば再度検討をさせていただきたいというふうに思います。分散型というものもありますけれども、私としては30ヘクタールというものが、30ヘクタールから50ヘクタールという話を最初に聞いたものだから、最低でも30ヘクタールは必要かなというふうな思いが強かったというのは事実であります。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ですから全くもって関係を密にとっていないという話なんですよ。調査も全然厳密にされていないという証なんですよ。当然今、村長が言うように環境問題非常に大事ですよ。私もそういうもの携わってきましたから。水源地の問題もあろうかと思えますけれども、ただ、その当時の開発とこの大学校誘致とは全然次元が違う話ですから。ほとんど草地、圃場整備を充てられる中で、ほとんど削らないですよ。ですから一極集中型の解消、その辺も関係首長とも私はその都度、都度話をしているつもりでございます。一番これは議論したのは高良文雄町長、そして平良副町長、一極集中型の解消、ですからくぎを刺したつもりなんですよ、私は。平良副町長には。ぜひ農大誘致は我が今帰仁村で推奨していただきたいという旨をずっと言い続けて、ふたを開けたら本部町が候補地に挙がっているのではないですか。

ぜひですね、村長、この一極集中型解消、そして農業大学校ですから誘致をすると、やるかやらないかではないですけども、ぜひこの場でお誓いをしてください。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

このシャングリラの用地について考えなかったのは、そのシャングリラの土地の開発のときに今泊の区から相当の水源の問題を含めて意見があったというのを聞いております。ですからそういう意味でどうかと、そういうふうに思いましたけれども、先ほど議員のほうから平坦、余り削らないでもできるというふうなお話もありますので、早速現地を調査して検討をさせていただきたいというふうに思っております。まずは現場を見てからというの、きょうにでも見れるのであれば行きたいなというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 同僚議員からもすごいエールが飛び交って、関心の高さがうかがえるのではないですか、村長、まさに。シャングリラの件は向こうは開発には今予定はされていません。国場系列がですね、取得したときには当然これは水源地の問題がテーブルに上って、かなりの反対があったというのもこれは事実でございます。ただ、その当時の開発と農大の誘致とは全くもって別ジャンルと見ていますよ。ですからまずテーブルに上げて当然、治山治水の問題も出てくることと思います。その辺は30ヘクタールの頭から切り離して物事を進めていかないから、こういう結果になるのではないですかということなんです。県の担当は再三おっしゃっていました。30ヘクタールに絞っていませんと。2回しかなかったと言っていますよ、お会いしたのは。9月か10月に来られていますよね。議論のジャンルには入らないですよ。もう最初から30ヘクタールはありませんという回答でしたと。用地取得ができないという、はなからそういう感じだと。ものの5分、10分で帰ったのではないですか。そういう会話でしたよ、私の電話では。全くこういう議論に詰められていない。ですから先ほどの崎山、与那嶺、仲尾次の字有地に目を通してでもですね、分散にすれば十分なさほど環境に影響のないような造成、あるいは学校の新庁舎の建設にも入っていけると思います。まずは村長、この30ヘクタールから頭から外してくださいよ。やる気あるんですか、これは本当に。二の次には環境問題、環境を気にしていたら何もできないですよ。くわ1つ握れないではないですか。今の技術ではこれは十分にクリアできる、農大の圃場整備ぐらいですね。まずは地元、あるいは庁議で諮って、もう少し議論を議会にも広げたらどうですか。どうも言葉は悪いかもしれませんが、密室会議で既成事実を全くつくらないでピリオドを打つというふうにしか見えませんよ。県の対応とは全く違いますよ。非常に柔軟です、県は。大いに分散型は議論になるであろうという見解ですよ。早速25日の外部検討委員会では議題に上げたい。それまでに本村から候補地として名乗り上げるつもりがあるのかどうか。その辺ですね、村長、最後答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

環境問題といっても全くそういう土を動かさないとか、そういう考えは持っておりません。ただ、山を30ヘクタール削るというのは、これはものすごい環境問題が起こることなんです。ただ計画の中に

も今、名護の農業大学を12ヘクタール前後ある中で相当分散しているので、一つにまとめたというのがありますよね。だからそういう意味では私もやっぱり1カ所でないといけないのかなというものは強かったというのは事実です。その中でシャングリラのほうに適当な土地があるということでもありますので、きょうか、あしたに行つてですね、その状況を見て、検討をしていきたいと。そして25日までにいけば申請を受け取ってくれるということでもありますので、そういう方向で検討をしていきたいというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 これは村長、前向きな答弁と受け取っていいのですか。ちょっと休憩。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後3時46分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午後3時46分)

10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ある意味では環境、当然これ大事ですよ。だからこういう先入観を持ったら物事は進まないのではないですかということなんです。ほとんどいじらないですよ。莫大なホテルという構想とは全く違うわけですよ。あの当時の。ゴルフ場等も地形を変えないでしょう、ほとんど。フラットですから。もう時間もないようですので、村長、もうほんとにですね、まずやる意思がおりなのか。最初から常に頭、切り離してくださいよ、30ヘクタールから。それと環境問題大事です。否定はしません。ただ、圃場整備、校舎の新築、このあたりですと理解は私は求められるのではないかなと、この時世ですね。まずは該当する地域とのある意味ではたたき台をつくらないと物事は進まないですから。まずは現場を見て、25日に手を挙げるだけでもやるおつもりがあるのかないのか、最後に聞きます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 先ほども申し上げましたように早速現場に行つて、踏査して、この場所を見てから申請するか、申請しても間に合うと言っておりますので、検討をさせていただきたいと思つています。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 しっかりですね、村長。当該地域の役員の方に聞いても、ぜひそういう教育方面であればご協力もしたいという旨の回答をもらっているわけです。きょう即答でオーケーを出すというのは大変難しいと思つていますけれども、ただですね、ほんとにこれは4年前から私どもは引きずつて、きょうに至るまで、ある意味ではこういう答弁は今後謹んでもらいたいというのが、私の今の気持ちです。全く密にされていない。現地調査もままならない。その辺ですね、もう少し真剣に議会と対峙して、いろいろ議論もしてください。もう少し議論の場を得たいと、今後持つ意思があるのかどうかですね。再度明確に答弁を求めて、終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

久田議員からの提言、これを非常に私も真摯に受けとめて今後対応をしていきたいというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

(散会時刻 午後 3 時50分)